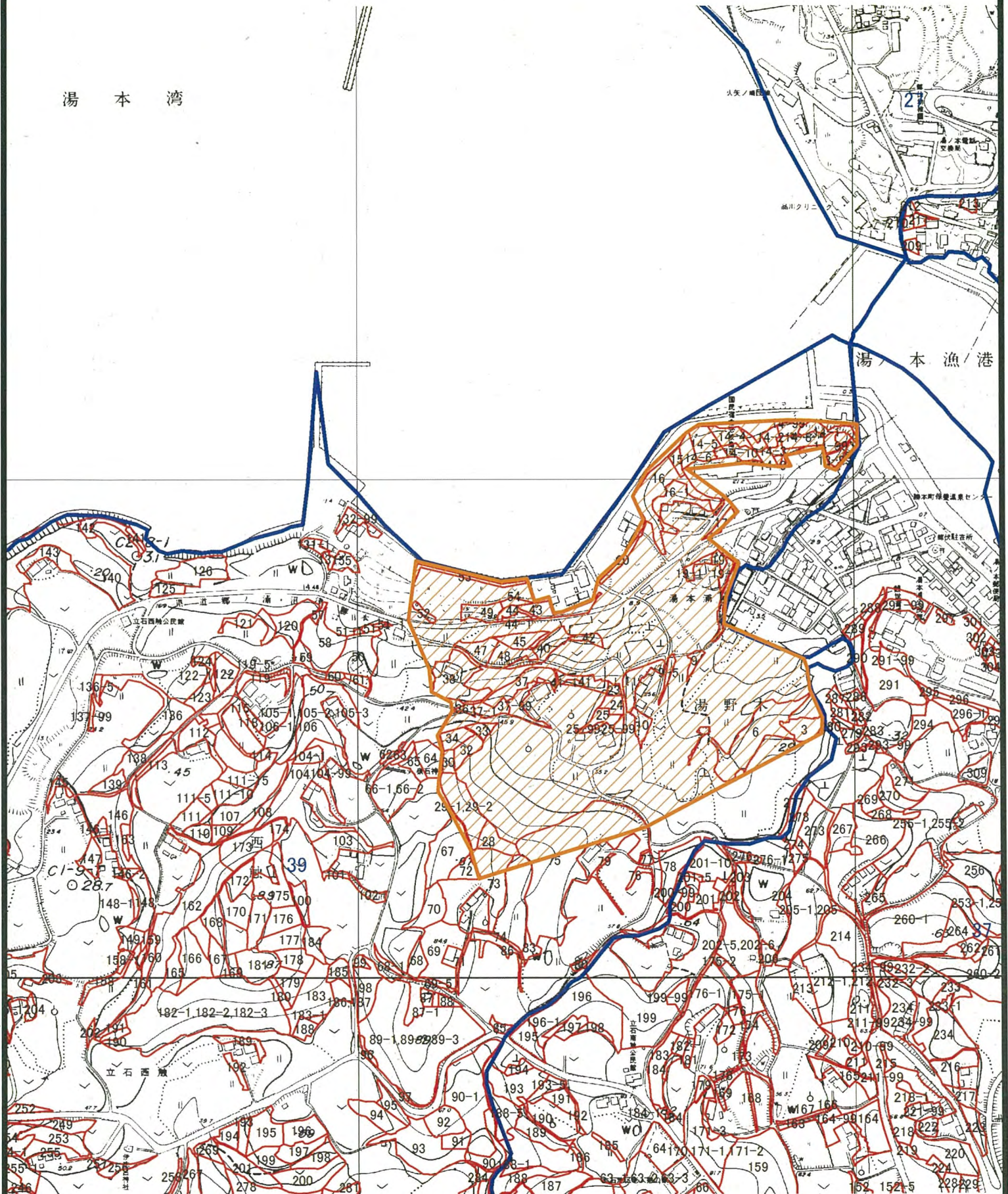


勝本町 39 林班

山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

湯 本 湾

湯 本 漁 港



山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

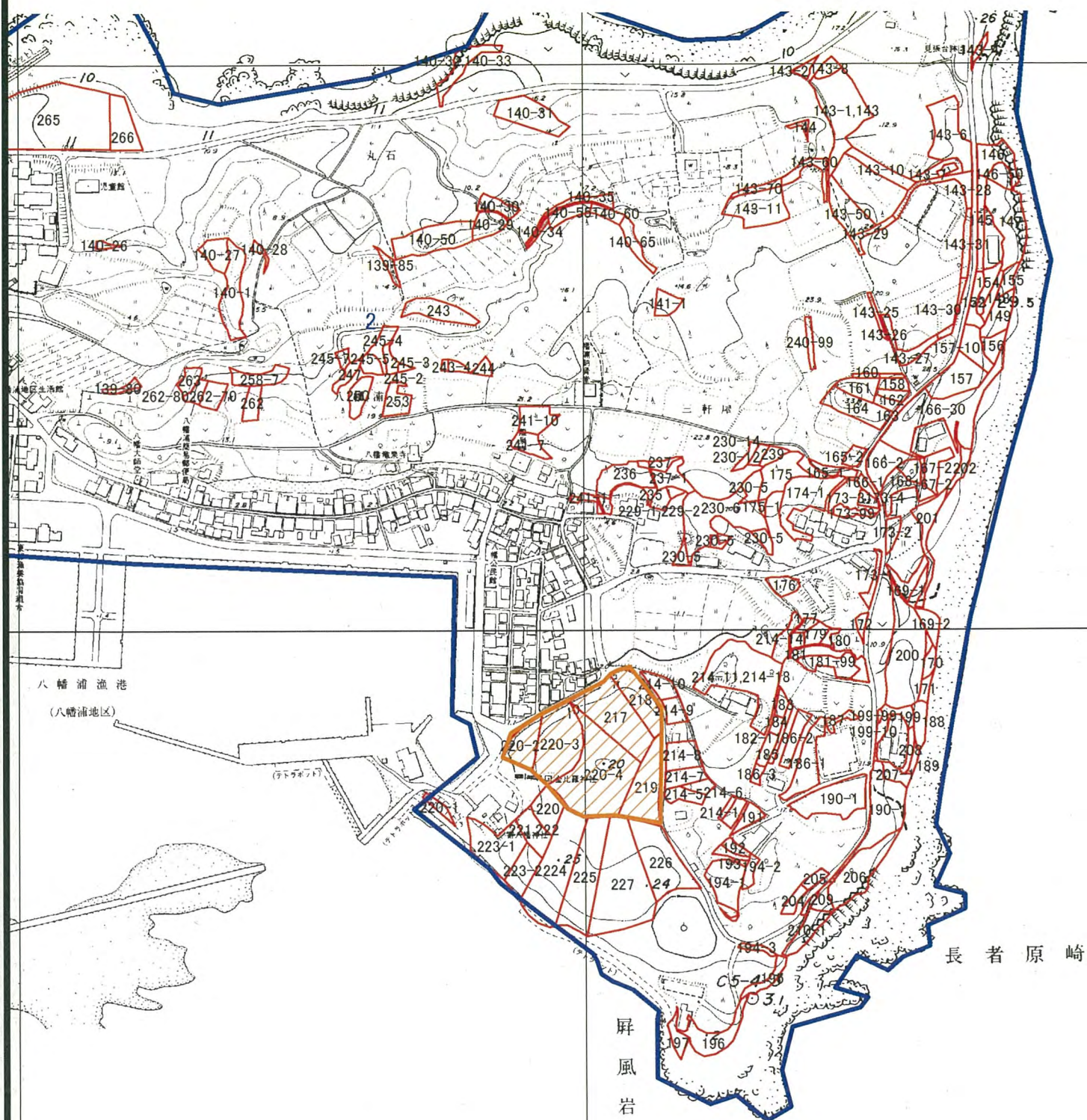
山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域



山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

芦辺町 2 林班

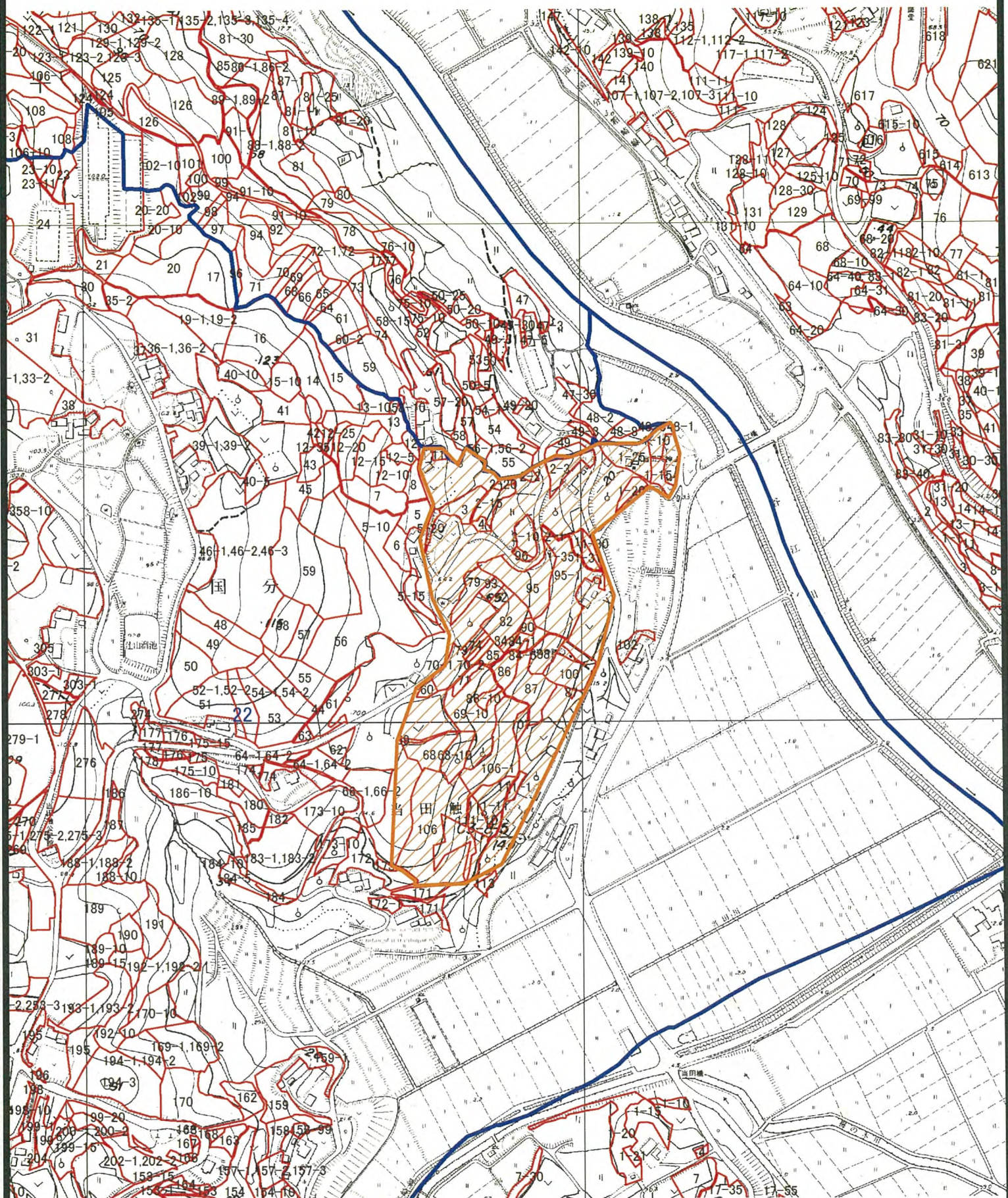
山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域



山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

芦辺町 2 2 林班

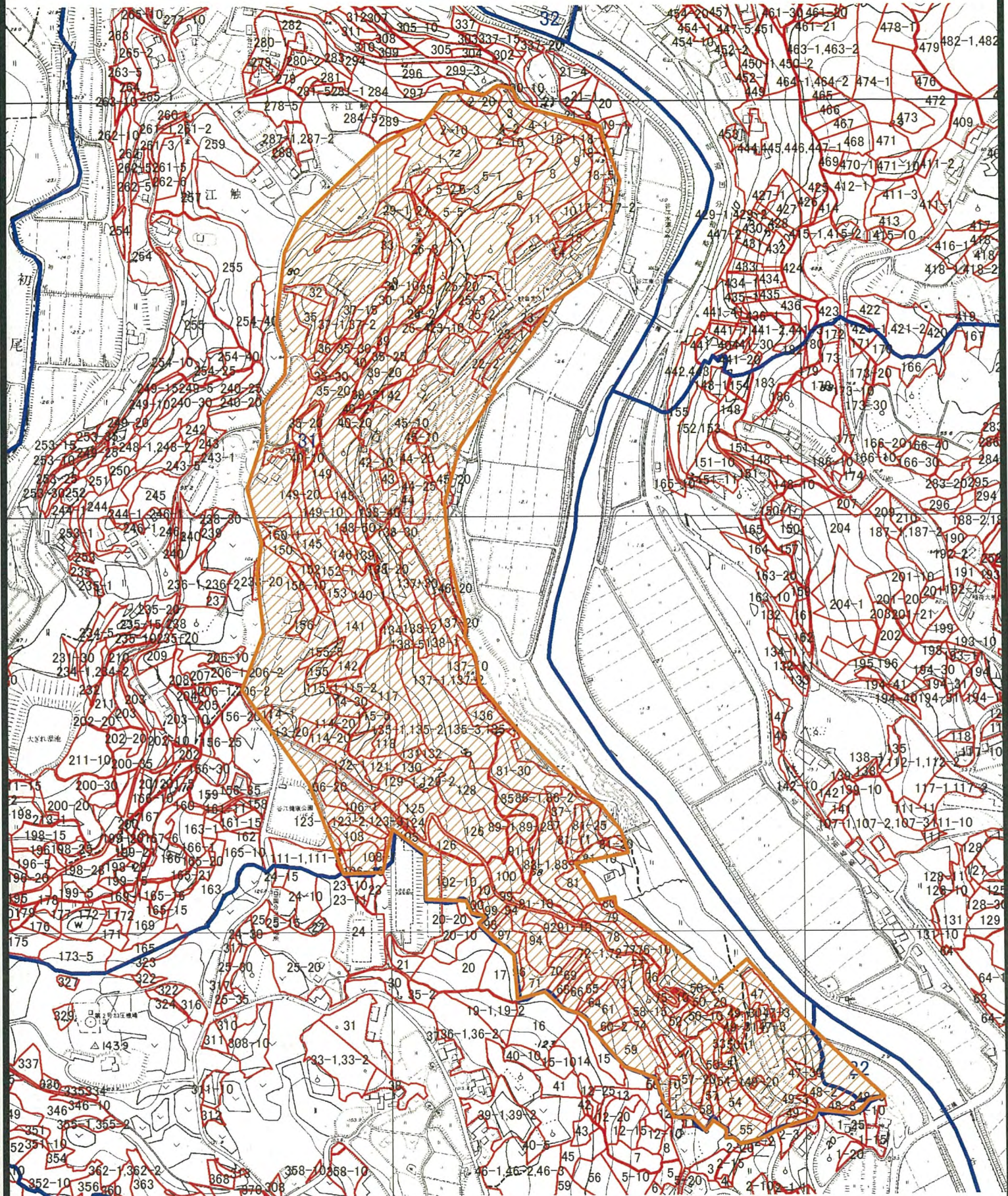
山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域



山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

芦辺町 3 1 林班

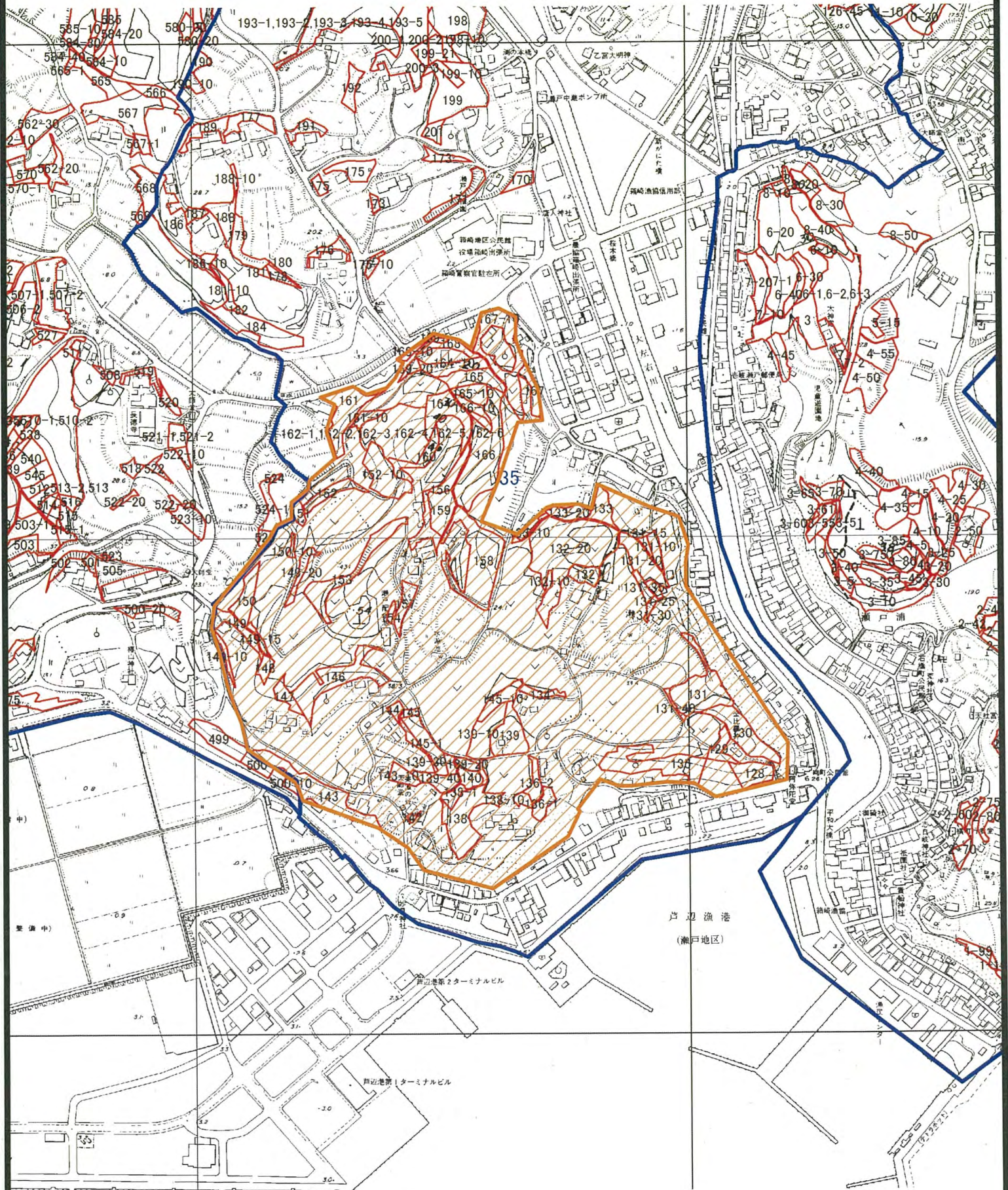
山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域



山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

芦辺町 3 5 林班

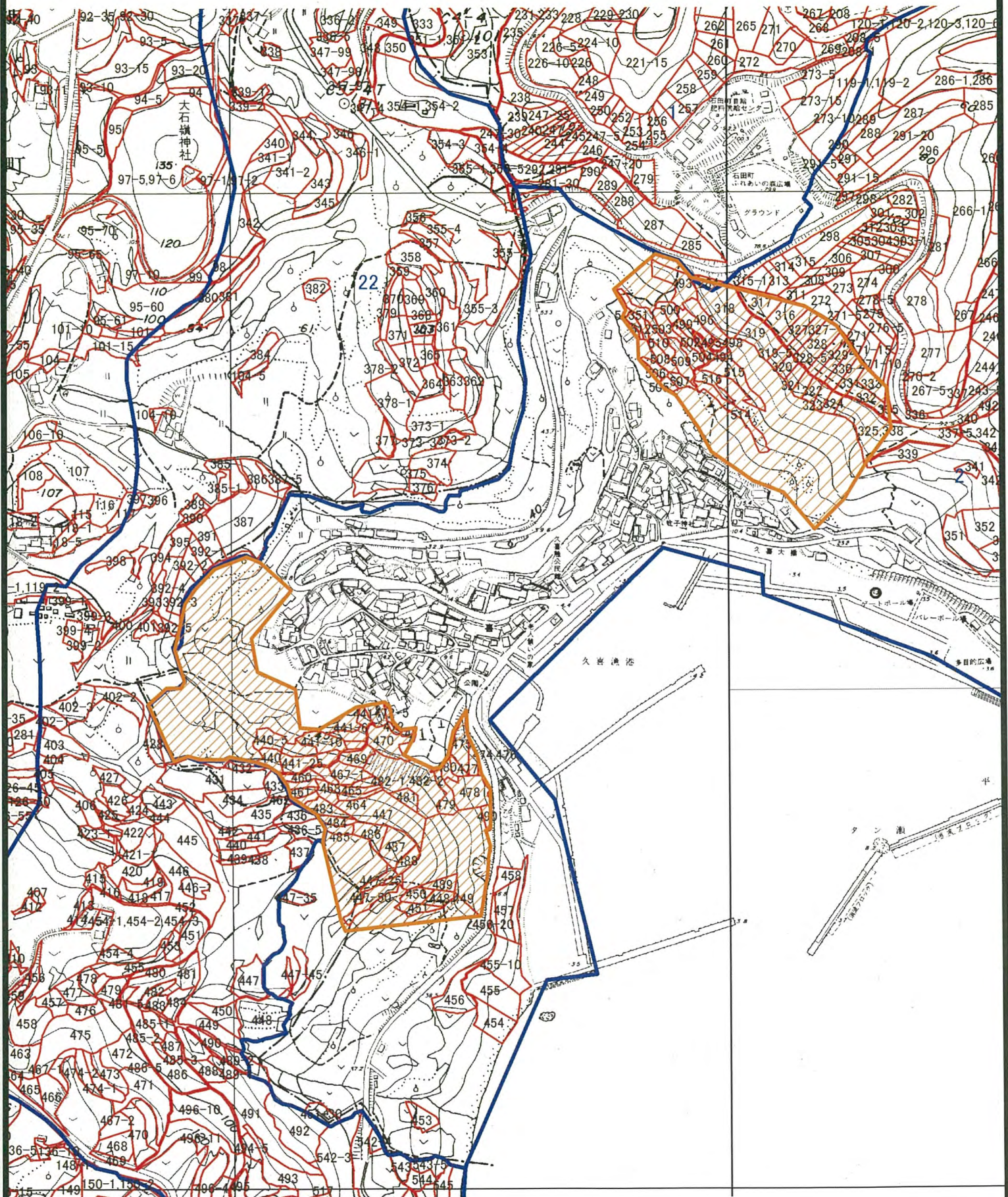
山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域



山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

石田町 2 林班

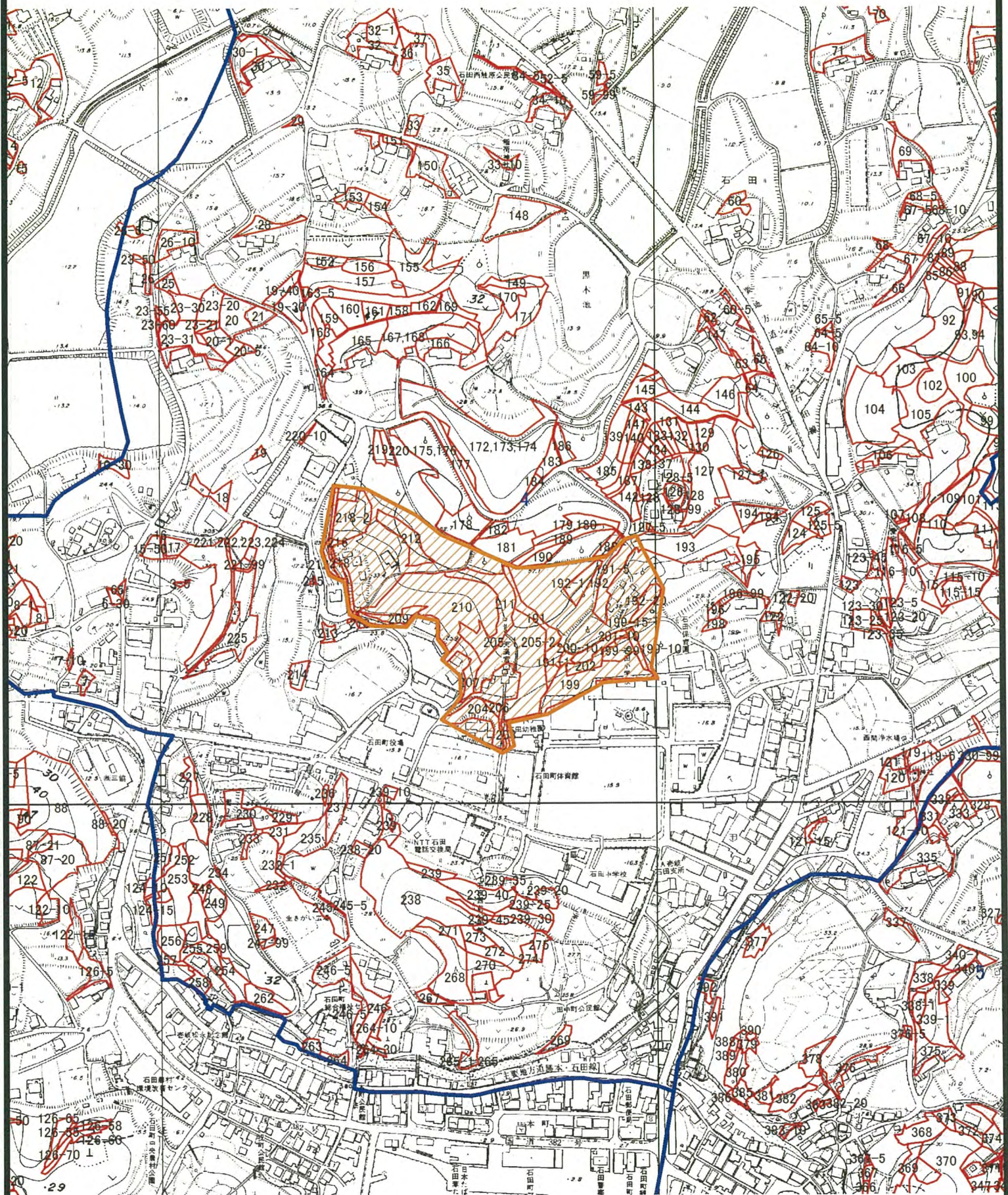
山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域



山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

石田町 4 林班

山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域



山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林区域

長崎県天然更新完了基準

平成19年5月

1 目的

伐採跡地における森林の公益的機能の早期回復のため、適確な天然更新が図られることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種とする。

4 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新とは、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助の作業は、受光伐、地表掻き起し、刈出し、芽かき、植込みとする。

5 更新完了の判断基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
 - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m 以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m 以上）とする。
 - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

5 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後3年を経過するまでに最初の調査を実施し、最終の調査をおおむね5年を経過した時期とする。

ただし、ぼう芽による一斉更新箇所以外については、伐採後3年を経過するまでに行う最初の調査時に明らかに更新が完了している場合は、最終の調査を省略してもよい。

※ 更新調査の時期の根拠

- ・ 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち3年以上経過しても更新が完了していない場合とされていること。
 - ・ 「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正により、天然更新による場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で更新状況の確認を行うこととされた。
- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。
 - 1) 標準地の数は、下記を目安として、現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積	1.0ha未満	2箇所以上
	1.0～3.0ha未満	3箇所以上
	3.0ha以上	5箇所以上
 - 2) 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮の上、現地の実態から、平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。
 - 3) 標準地の大きさは、1プロットの面積1.0㎡（半径1.78mの水平円等）を設定する。
 - 4) ぼう芽により発生したぼう芽枝で3本以上あるものについては、3本としてカウントする。
 - 5) 明らかに天然更新判断基準を満たしている場合には、目視とすることができ、この場合、野帳及び遠景写真と近景写真を1伐区当たり各1部を記録・保管する。
 - (4) 更新調査野帳の様式については、別紙とする。

6 その他

- (1) 法令等により立木の伐採につき制限がある森林にあっては、当該法令の規定等によるものとする。
- (2) 各地域において天然更新完了基準により調査が進められ、地域に適合する基準が確認された場合は、当該基準の見直しを検討する。

別紙

天然更新完了確認調査野帳

調査 年 月 日
調査員

市町名

区分	森林簿				更新対象面積	伐採年	伐採後 経過年数	プロット 番号	備考
	林班	小班	枝番	面積(ha)					
調査地									
調査結果	プロット1			プロット2			プロット3		
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)
	プロット4			プロット5			プロット6		
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(Cm)	樹種	本数	樹高(cm)
判定 (複数選択 し判定して よい)	A	A 天然更新完了							
	B	B 天然更新一部完了(面積 ha)							
	C	C 天然更新補助作業(面積 ha、作業種)実施							
	D	D 植栽(面積 ha)実施							
添付資料 その他	1 森林計画図に伐採箇所を図示したもの 2 目視の場合は、遠景・近景の写真1部 3 完了確認調査は、2人以上の編成で実施すること								

※ 伐区毎に別葉とする

参考 1

壱岐市の概況

1. 面積と人口

市名	土地面積 ha	世帯数 戸	総人口 人	人口密度 人/km2	農林業経営体数 経営体数
壱岐市	13,942	11,652	26,827	192.4	1,193
県総数	413,090	634,001	1,365,391	330.5	18,022
壱岐市/県総数	3.4%	1.8%	2.0%		6.6%

(注)1 令和元年度 長崎の森林・林業統計(R2.10)による。

2 農林業経営体数は2020年農林業センサス(R2.2.1)による。

2. 土地利用の状況

(単位:ha)

市名	総土地面積	農地面積			森林面積				その他 面積	森林率 (%)
		総数	田	畑	総数	私有林	公有林	国有林		
壱岐市	13,942	3,450	2,200	1,260	4,908	4,674	234	0	5,584	35.2%
県総数	413,096	46,300	21,200	25,100	242,414	189,670	28,541	24,203	124,382	58.7%
壱岐市/県総数	3.4%	7.5%	10.4%	5.0%	2.0%	2.5%	0.8%	0.0%	4.5%	

(注)1 令和元年度 長崎の森林・林業統計(R2.10)による。

3. 山林を保有する林家戸数

(単位:戸)

市名	総 数	保有山林広狭別林家数		
		3ha未満	3～5ha未満	5ha以上
壱岐市	359	331	20	8
県総数	13,656	10,027	1,808	1,821
壱岐市/県総数	2.6%	3.3%	1.1%	0.4%

(注)1 令和元年度 長崎の森林・林業統計(R2.10)による。

4. 所有形態別森林面積(民有林)

(単位:ha)

市名	公 有 林				私 有 林							合計
	県営林	市営林	その他	計	個人	会社	共有	集落	社寺	その他	計	
壱岐市	14	124	95	234	4,259	50	279	1	84	0	4,674	4,908
県総数	5,214	14,860	8,467	28,541	138,354	5,123	13,275	8,401	2,117	22,401	189,670	218,211
壱岐市/県総数	0.3%	0.8%	1.1%	0.8%	3.1%	1.0%	2.1%	0.0%	4.0%	0.0%	2.5%	2.2%

(注)1 令和元年度 長崎の森林・林業統計(R2.10)による。

2 四捨五入により、端数が異なる場合がある。

5. 気象

区分 年(1～12月)	気温(℃)			年日照時間(h)	年降水量(mm)
	年平均	最高	最低		
平成28年	16.3	34.2	-5.5	1734.7	2165.5
平成29年	15.8	33.0	-2.2	1963.6	2160.0
平成30年	15.9	34.2	-3.4	1968.0	1850.5
令和元年	16.3	32.9	0.6	1893.1	1685.5
令和2年	16.2	33.7	-1.9	1917.4	2230.0
平均	16.1	33.6	-2.5	1,895.4	2,018.3

(注) 気象庁HPより、気象庁統計情報(芦辺観測所)

6. 産業別生産額

(単位:百万円)

市名	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
壱岐市	74,006	5,018	3,379	10	1,629	11,715	57,273

資料:平成30年度 長崎県市民経済計算(R3.7発行)

7. 産業別就業者数

(単位:人)

市名	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
壱岐市	13,029	2,657	1,698	23	936	1,945	8,402

資料:第67版(令和2年)長崎県統計年鑑

(注)総数には分類不能な産業を含む。

8. 山地災害危険地区

(単位:箇所)

市町名	荒廃危険地				備考
	山腹崩壊	土砂流出	地すべり	計	
壱岐市	73	2		75	

※令和2年度長崎県の森林・林業統計(山地災害危険地区集計)

9. 保安林の種類別面積

単位(面積:ha)

市町名	保安林				
	水源かん用	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他保安林	計
壱岐市	0	11.52	13.50	123.95	148.97

※令和2年度長崎県の森林・林業統計

級節齡

モウソウ竹	その他竹	竹林計
-------	------	-----

森林資源構成表 [材種]

単位: m3, 束

林種		樹種	合計	年齢																					
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～	
人工林	育成層	スギ	117,718.00			1.00	28.00	244.00	585.00	1,940.00	2,785.00	5,614.00	15,156.00	8,336.00	11,871.00	26,429.00	18,484.00	5,910.00	5,993.00	3,558.00	5,255.00	2,367.00	1,810.00	1,352.00	
		ヒノキ	95,716.00				40.00	593.00	1,962.00	4,464.00	6,924.00	18,341.00	26,414.00	10,285.00	6,482.00	9,102.00	5,693.00	1,441.00	1,632.00	1,228.00	417.00	225.00	394.00	79.00	
		マツ	4,049.00				72.00	197.00	458.00	60.00	2.00	101.00	1,258.00	131.00	725.00	126.00	870.00	7.00	3.00			27.00	3.00	9.00	
		その他針葉樹	197.00			1.00	14.00	68.00	61.00	53.00															
		針葉樹計	217,680.00			2.00	154.00	1,102.00	3,066.00	6,517.00	9,711.00	24,056.00	42,828.00	18,752.00	19,078.00	35,657.00	25,047.00	7,358.00	7,628.00	4,786.00	5,672.00	2,619.00	2,207.00	1,440.00	
人工林	育成層	クスギ	606.00				7.00	8.00	38.00	529.00	14.00	10.00					2.00	20.00							
		その他広葉樹	92.00	30.00				22.00					18.00												
		広葉樹計	698.00	30.00			7.00	30.00	38.00	529.00	14.00	10.00	18.00				2.00	20.00							
		計	218,378.00	30.00			161.00	1,132.00	3,104.00	7,046.00	9,725.00	24,066.00	42,846.00	18,752.00	19,078.00	35,657.00	25,049.00	7,378.00	7,628.00	4,786.00	5,672.00	2,619.00	2,207.00	1,440.00	
		スギ	693.00					120.00	58.00					30.00	230.00	25.00	54.00	150.00			26.00				
天然林	育成層	マツ	547.00			1.00		26.00	77.00		46.00	85.00	84.00	155.00	58.00	15.00									
		その他針葉樹	9.00					4.00	5.00																
		針葉樹計	1,249.00			1.00		150.00	140.00		46.00	85.00	114.00	385.00	83.00	69.00	150.00				26.00				
		クスギ																							
		その他広葉樹	9.00							9.00															
天然林	育成層	広葉樹計	9.00						9.00																
		計	1,258.00			1.00		150.00	149.00		46.00	85.00	114.00	385.00	83.00	69.00	150.00				26.00				
		人工林計	219,636.00	30.00		3.00	161.00	1,282.00	3,253.00	7,046.00	9,771.00	24,151.00	42,960.00	19,137.00	19,161.00	35,726.00	25,199.00	7,378.00	7,628.00	4,786.00	5,698.00	2,619.00	2,207.00	1,440.00	
		マツ	6,519.00									298.00	1,167.00	1,222.00	144.00		1,037.00	369.00	691.00	802.00	35.00	203.00		551.00	
		針葉樹計	6,519.00									298.00	1,167.00	1,222.00	144.00		1,037.00	369.00	691.00	802.00	35.00	203.00		551.00	
天然林	育成層	クスギ・ナラ	4,440.00						1.00		74.00	490.00	31.00	276.00	41.00	1,057.00	870.00	632.00	517.00	112.00	80.00	98.00	57.00	104.00	
		その他広葉樹	4,440.00						1.00		74.00	490.00	31.00	276.00	41.00	1,057.00	870.00	632.00	517.00	112.00	80.00	98.00	57.00	104.00	
		広葉樹計	10,959.00						1.00		74.00	788.00	1,198.00	1,498.00	185.00	1,057.00	1,907.00	1,001.00	1,208.00	914.00	115.00	301.00	57.00	655.00	
		マツ	3,491.00									1,427.00	548.00	548.00	243.00			636.00					637.00		
		針葉樹計	3,491.00									1,427.00	548.00	548.00	243.00			636.00					637.00		
天然林	育成層	クスギ・ナラ	36.00				35.00								1.00										
		その他広葉樹	36.00				35.00								1.00										
		広葉樹計	36.00				35.00								1.00										
		計	3,527.00				35.00						1,427.00	548.00	548.00	244.00		636.00							
		針葉樹計	3,527.00				35.00						1,427.00	548.00	548.00	244.00		636.00							
天然林	育成層	マツ	20,003.00								99.00	1,206.00	4,022.00	2,250.00	3,548.00	2,368.00	2,744.00	620.00	736.00	702.00	431.00	110.00	687.00	480.00	
		その他針葉樹	225.00									128.00				8.00	73.00			16.00					
		針葉樹計	20,228.00								99.00	1,334.00	4,022.00	2,250.00	3,548.00	2,376.00	2,817.00	620.00	736.00	718.00	431.00	110.00	687.00	480.00	
		クスギ・ナラ	77.00										53.00			24.00									
		その他広葉樹	264,980.00								1,578.00	1,011.00	10,836.00	10,866.00	18,851.00	44,666.00	57,726.00	41,099.00	34,322.00	15,451.00	11,567.00	5,864.00	3,471.00	6,390.00	
天然林	育成層	針葉樹計	265,057.00							1,578.00	1,011.00	10,889.00	10,866.00	18,851.00	44,690.00	57,726.00	41,099.00	34,322.00	15,451.00	11,567.00	5,864.00	3,471.00	6,390.00		
		クスギ・ナラ	77.00																						
		その他広葉樹	264,980.00								1,578.00	1,011.00	10,836.00	10,866.00	18,851.00	44,666.00	57,726.00	41,099.00	34,322.00	15,451.00	11,567.00	5,864.00	3,471.00	6,390.00	
		広葉樹計	265,057.00								1,578.00	1,011.00	10,889.00	10,866.00	18,851.00	44,690.00	57,726.00	41,099.00	34,322.00	15,451.00	11,567.00	5,864.00	3,471.00	6,390.00	
		計	285,285.00								1,677.00	2,345.00	14,911.00	13,116.00	22,399.00	47,066.00	60,543.00	41,719.00	35,058.00	16,169.00	11,998.00	5,974.00	4,158.00	6,870.00	
天然林	立木地計	天然林計	299,771.00							1,751.00	3,133.00	17,536.00	15,162.00	22,828.00	48,123.00	62,450.00	43,356.00	36,266.00	17,083.00	12,113.00	6,275.00	4,852.00	7,525.00		
		立木地計	519,407.00	30.00		3.00	208.00	1,354.00	4,153.00	7,345.00	11,522.00	27,284.00	60,496.00	34,299.00	41,989.00	83,849.00	87,649.00	50,734.00	43,894.00	21,869.00	17,811.00	8,894.00	7,059.00	8,965.00	

モウソウ竹	その他竹	竹林計
211,761.00	139,676.00	351,437.00

岩石地	その他未立木地	計
	269.00	269.00

総計
519,407.00

単位:m3

135 五島巻岐

巻岐振興局

巻岐市

令和3年12月28日

3

単位: m3																								
林種	樹種	合計	齢級																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～	
人工林	スギ	466.00																						
	ヒノキ	417.00																						
	マツ	24.00																						
	その他針葉樹	2.00																						
	計	909.00																						
人工林	クスギ	1.00																						
	その他広葉樹	1.00																						
	計	910.00																						
	スギ	2.00																						
	ヒノキ																							
人工林	マツ																							
	その他針葉樹																							
	計	2.00																						
	クスギ																							
	その他広葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							
	その他針葉樹																							
人工林	計	2.00																						
	スギ																							
	ヒノキ																							
	マツ																							

岩石地	その他未立木地	計
	1.00	1.00
総計		994.00

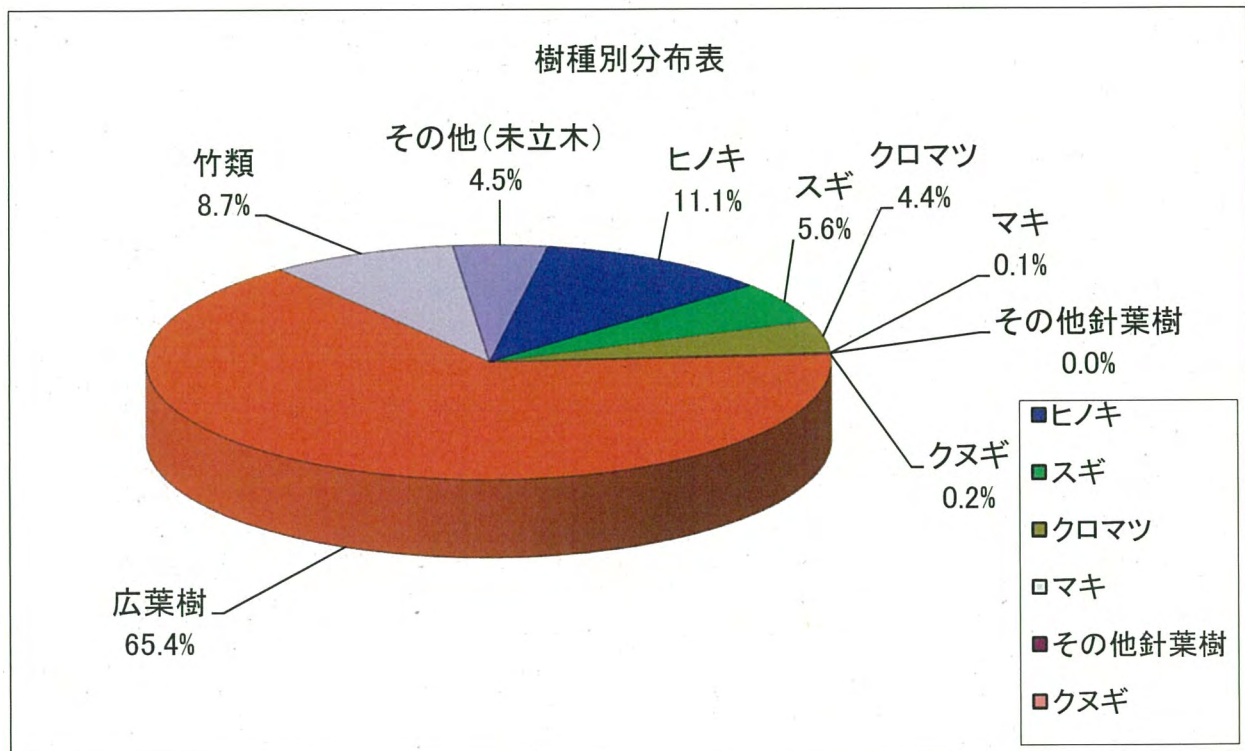
岩石地	その他未立木地	計
	1.00	1.00
総計		994.00

伐採跡地

モウソウ竹	その他竹	竹林計

壱岐市 樹種別分布表

樹種	面積(ha)	比率
ヒノキ	539.03	11.06%
スギ	272.92	5.60%
クロマツ	215.76	4.43%
マキ	2.59	0.05%
その他針葉樹	0.34	0.01%
クヌギ	11.18	0.23%
広葉樹	3188.89	65.42%
竹類	426.24	8.74%
その他(未立木)	217.81	4.47%
総計	4874.76	



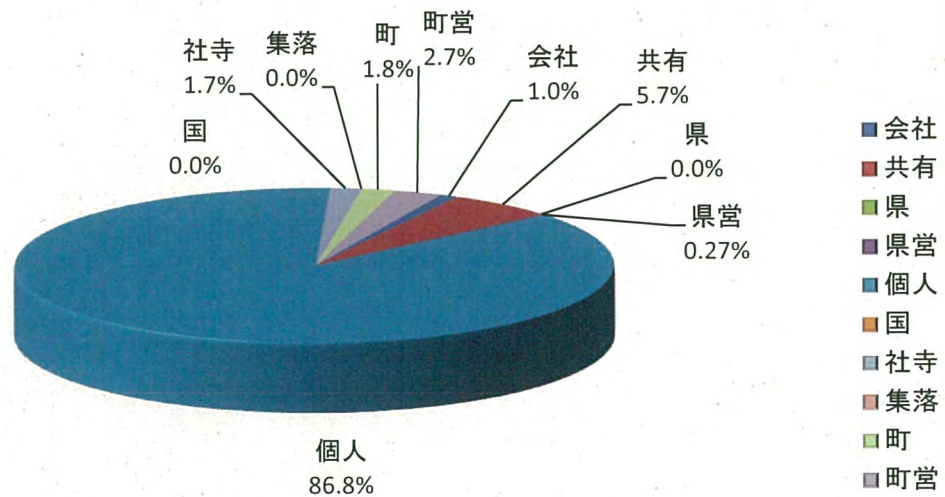
壱岐市 所有形態別 所有森林面積

(単位:ha)

林種	会社	共有	県	県営	個人	国	社寺	集落	町	町営	総計
育成単層林(人)	4.00	37.89	0.34	13.17	711.86		29.20		14.49	37.70	848.65
育成単層林(天)	1.98	9.88			62.93		4.78		8.29	3.45	91.31
育成複層林(人)		0.88			5.18						6.06
育成複層林(天)		4.83			10.50		0.22			7.61	23.16
竹林	2.12	21.30	0.27		394.14		5.13	0.04	2.96	0.28	426.24
天然林	29.65	191.82	1.30		2,876.63	0.01	38.14	0.75	57.35	65.88	3,261.53
未立木地	9.72	12.52	0.11	0.11	171.61		5.76	0.04	3.65	14.29	217.81
総計	47.47	279.12	2.02	13.28	4,232.85	0.01	83.23	0.83	86.74	129.21	4,874.76

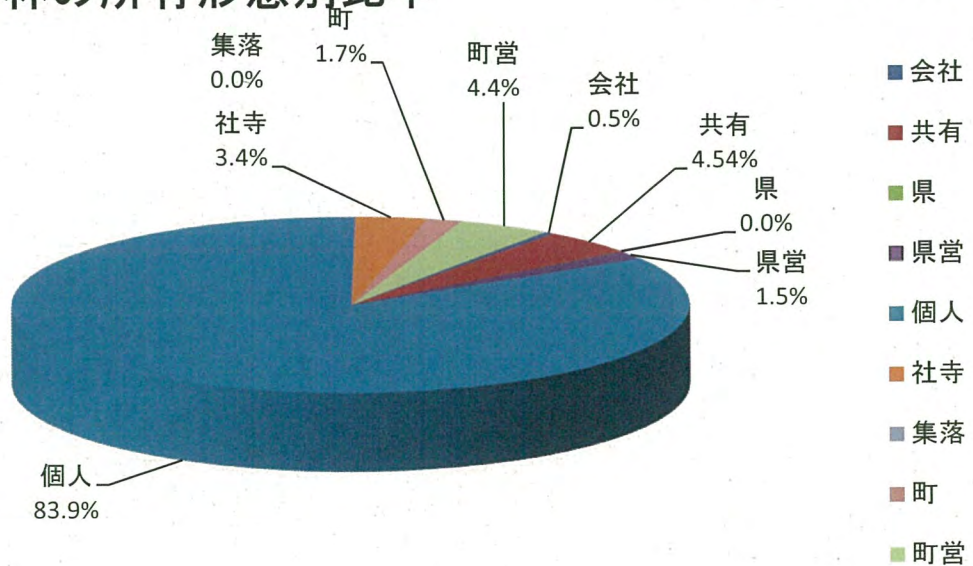
所有形態別森林(総計)

[森林面積:4,874.76ha]

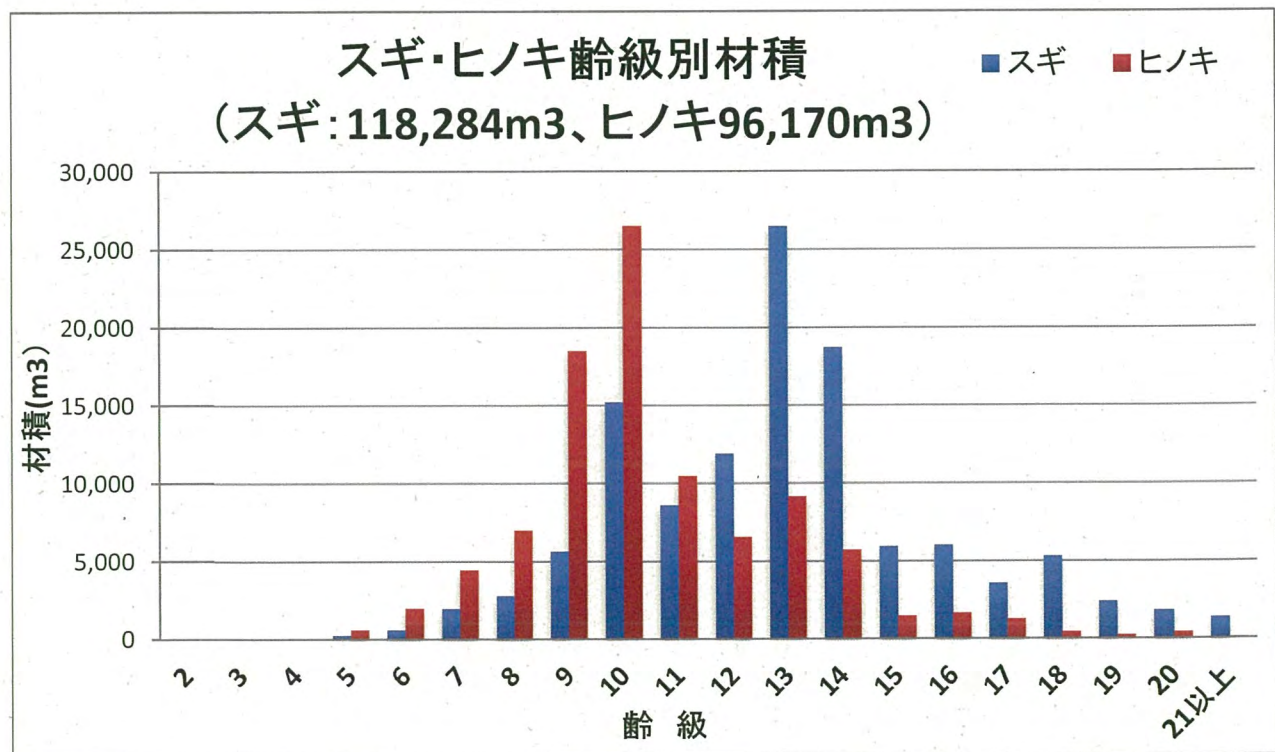
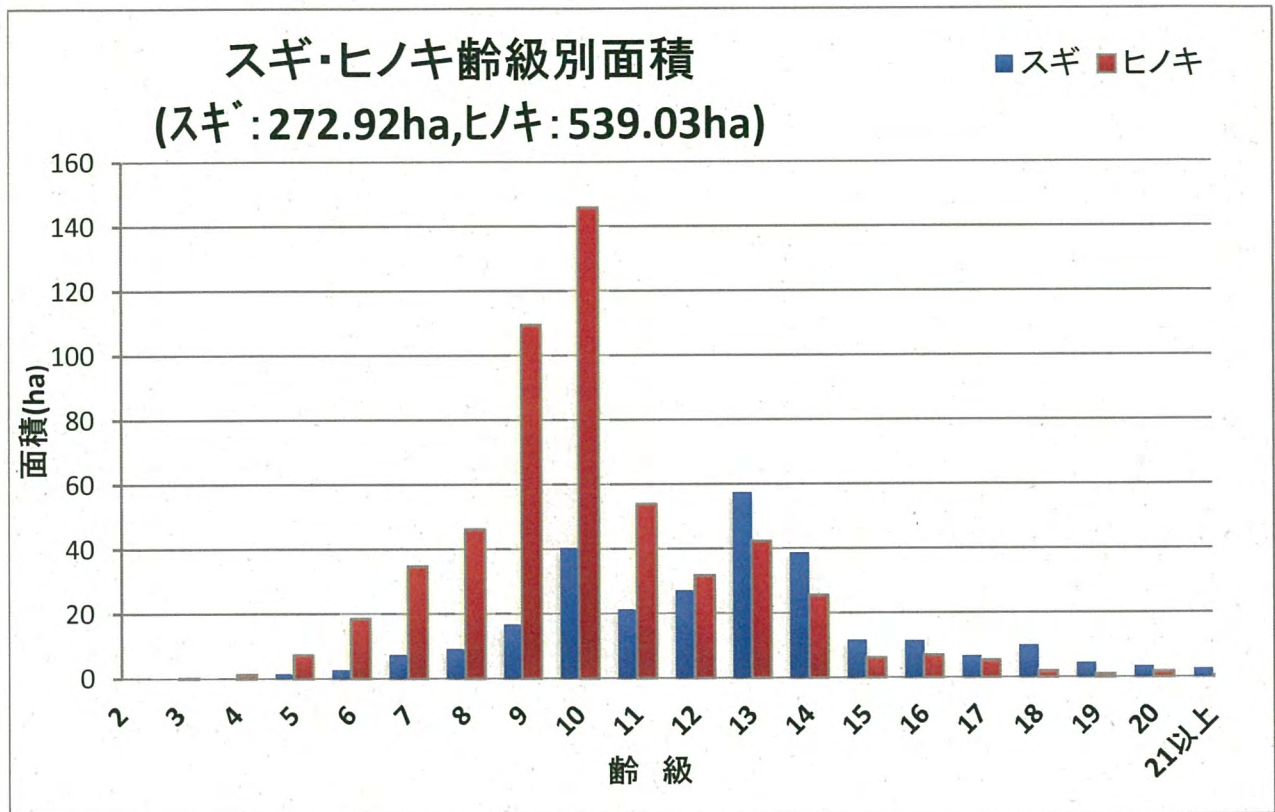


人工林の所有形態別比率

[人工林面積:854.71ha]



壱岐市 スギ・ヒノキ 齢級別分布表



森林状況 (旧町別森林別 樹種別資源構成表)

(単位: ha)

市町村 コード	林班	ヒノキ	スギ	クロマツ	アカマツ	マキ	イチヨウ	その他 針葉樹	カシ・ シイ類	クスギ	ケヤキ	ツバキ	ナラ類	マデバ シイ	モチ	その他 広葉樹	外来 広葉樹	モウソウ	その他 タケ	原野	未立 (間伐等)	その他
郷ノ浦町	1	1.1	0.31	16.02	0	0	0	0	11.54	0	0	0	0	0	0	0	0	0.28	0.26	3.29	0.09	1.15
郷ノ浦町	2	1.05	1.24	1.37	0	0.06	0	0	25.53	0	0	0	0	0	0	0	0	0.88	1.24	1.24	0.39	0
郷ノ浦町	3	0.93	0.24	0.35	0	0	0	0	19.46	0	0	0	0	0	0	0	0	1.68	4.11	1.49	0.12	0
郷ノ浦町	4	0.69	0.34	1.55	0	0	0	0	18.54	0.15	0	0	0	0	0	0	0	1.46	3.16	1.27	0.17	0
郷ノ浦町	5	0.33	0.17	2.29	0	0	0	0	9.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.78	1.77	0.66	0.04	0
郷ノ浦町	6	0.52	0.08	21.16	0	0	0	0	1.74	0	0	0	0	0	0	0	0	0.23	0.31	1.14	0.02	2.75
郷ノ浦町	7	0.11	0.3	6.49	0	0	0	0	4.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0.03	0.78	2.49	0	0
郷ノ浦町	8	0	0.05	6.54	0	0	0	0	1.84	0	0	0	0	0	0	0	0	0.12	0.05	2.94	0.07	0
郷ノ浦町	9	0.36	0.09	3.54	0	0	0	0	35.55	0	0	0	0	0	0	0	0	0.36	0.64	8.12	0.02	0
郷ノ浦町	10	0.22	0.35	0.37	0	0	0	0	10.53	0	0	0	0	0	0	0	0	0.19	0.47	0.19	0	0
郷ノ浦町	11	0.25	0.27	1.13	0	0	0	0	8.53	0	0	0	0	0	0	0	0	0.19	0.68	1.76	0.01	0
郷ノ浦町	12	0.04	0.07	0	0	0	0	0	6.49	0	0	0	0	0	0	0	0	0.92	0.26	0.01	0	0
郷ノ浦町	13	0.39	0.14	5.41	0	0	0	0	15.26	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	0.59	5.25	0	0
郷ノ浦町	14	6.46	0.96	0	0	0.07	0	0	26.12	0.6	0	0	0	0	0	0	0	1.2	1.65	3.98	0.21	0
郷ノ浦町	15	0.67	0.43	0.05	0	0	0	0	29.38	0	0	0	0	0	0	0	0	0.1	3.07	3.94	0.11	0
郷ノ浦町	16	0.62	3.31	0	0	0	0	0	28.76	0.1	0	0	0	0	0	0	0	2.24	2.09	1.65	0.01	0
郷ノ浦町	17	9.91	3.54	0	0	0	0	0	21.5	0.01	0	0	0	0	0	0	0	0.58	8.76	3.13	0	0
郷ノ浦町	18	4.82	0.95	0	0	0.18	0	0	24.61	0	0	0	0	0	0	0	0	1.95	2.29	0.36	0.38	0
郷ノ浦町	19	4	1.07	0	0	0	0	0	54.59	0	0	0.07	0	0	0	0	0	1.99	0.11	4.45	4.84	0
郷ノ浦町	20	4.18	0.66	0	0	0.1	0	0	51.92	0	0	0	0	0	0	0	0	5.72	2.59	1.75	0.28	0
郷ノ浦町	21	1.66	1.18	0	0	0	0	0	43.84	0	0	0	0	0	0	0	0	3.91	3.64	1.06	0	0
郷ノ浦町	22	2.75	3.63	0.73	0	0.03	0	0	41.87	0	0	0	0	0	0	0	0	0.17	7.51	6.15	0.04	0
郷ノ浦町	23	3.43	3.51	0.01	0	0	0	0	30.75	0	0	0	0	0	0	0	0	0.54	7.4	3.34	0	0
郷ノ浦町	24	7.48	3.69	0.18	0	0	0	0	59.67	0	0	0	0	0	0	0	0	2.53	1.43	0.04	0	0
郷ノ浦町	25	3.17	0.35	0	0	0.01	0	0	30.53	0	0	0	0	0	0	0	0	1.59	1.01	0.56	0.04	0
郷ノ浦町	26	1.64	0.23	0	0	0	0	0.02	23.09	0	0	0	0	0	0	0	0	1.61	0.24	0.15	0.1	0
郷ノ浦町	27	3.71	0.74	0.04	0	0.04	0	0	25.73	0	0	0	0	0	0	0	0	1.12	1.88	0.9	0	0
郷ノ浦町	28	4.52	3.75	0.41	0	0	0	0	32.73	0.26	0	0	0	0	0	0	0	1.54	0.36	0.33	0	0
郷ノ浦町	29	5.51	5.55	0.4	0	0	0	0	40.87	0	0	0	0	0	0	0	0	0.57	1.21	0.19	0	0
郷ノ浦町	30	0.61	1.54	10.05	0	0	0	0	54.44	0	0	0	0	0	0	0	0	2.05	0.49	0.03	0.25	0
郷ノ浦町	31	1.64	0.32	0.21	0	0	0	0	17.39	0	0	0	0	0	0	0	0	1.33	1.64	0.38	0	0
郷ノ浦町	32	0.72	0.94	2.61	0	0	0	0	22.6	0	0	0	0	0	0	0	0	1.79	2.35	0.01	0.02	0
郷ノ浦町	33	3.3	5.79	0.14	0	0	0	0	36.49	0	0	0	0	0	0	0	0	0.99	1.06	0	0	0
郷ノ浦町	34	0	0	0	0	0	0	0	11.26	0	0	0	0	0	0	0	0	0.09	0	0.3	0.41	0
郷ノ浦町	35	0.17	0.02	0.16	0	0	0	0	13.63	0	0	0	0	0	0	0	0	1.47	0.5	8.25	0.06	0.63
郷ノ浦町	36	0.27	0.35	1.26	0	0	0	0	10.16	0	0	0	0	0	0	0	0	0.63	1	1.85	0.05	0
郷ノ浦町	37	4.39	3.65	0.15	0	0	0	0	44.53	0.01	0	0	0	0	0	0	0	2.9	1.42	0.07	0	0
郷ノ浦町	38	1.29	0.72	0	0	0	0	0	30.61	0.12	0	0	0	0	0	0	0	2.19	1.63	0.26	0.07	0
郷ノ浦町	39	0	0.1	0.05	0	0	0	0	11.88	0	0	0	0	0	0	0	0	1.69	1.73	0.03	0	0
郷ノ浦町	40	0.17	0.07	0.17	0	0	0	0	5.37	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	1.11	0	0	0
郷ノ浦町	41	0.72	0.56	0	0	0	0	0	19.1	0	0	0	0	0	0	0	0	2.1	1.19	0.9	0.57	0
郷ノ浦町	42	1.67	0.48	0	0	0	0	0	25.07	0	0	0	0	0	0	0	0	2.36	0.75	1.88	2.44	0

森林状況 (旧町別森林別 樹種別資源構成表)

(単位: ha)

市町村 コード	林班	ヒノキ	スギ	クロマツ	アカマツ	マキ	イチヨウ	その他 針葉樹	カシ・ シイ類	クヌギ	ケヤキ	ツバキ	ナラ類	マデバ シイ	モチ	その他 広葉樹	外来 広葉樹	モウソウ	その他 タケ	原野	未立 (開発等)	その他
勝本町	1	5.65	2.53	46.57	0	0	0	0	34.64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.23	10.34	0.04	0
勝本町	2	0.1	0.88	0.93	0	0	0	0	39.83	0	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.05	1.98	0.08	0
勝本町	3	1.27	0.24	0.51	0	0	0	0	37.08	0	0	0	0	0	0	0	0	0.81	0.07	0.83	0.2	0
勝本町	4	6.57	1.08	0.07	0	0	0	0	44.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0.39	0.1	0.05	0.52	0
勝本町	5	4.42	0.7	0	0	0	0	0	39.45	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.39	0	0	0
勝本町	6	3.85	1.52	0	0	0	0	0	28.03	0	0	0	0	0	0	0	0	1.75	0.23	0	0	0
勝本町	7	2.45	2.34	0	0	0	0	0	17.36	0.11	0	0	0	0	0	0	0	2.66	0.08	0.02	0.02	0
勝本町	8	1.56	1.32	0	0.1	0	0	0	18.66	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	0.24	0.12	0.54	0
勝本町	9	3.04	2.43	0.05	0	0.06	0	0	20.69	0	0	0	0	0	0	0	0	0.92	0.09	0.01	0	0
勝本町	10	9.08	2.48	0	0	0	0	0	38.66	0.05	0	0	0	0	0	0	0	1.07	0.05	3.77	0	0.04
勝本町	11	9.08	3.27	0	0	0	0	0	22.11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝本町	12	6.85	1.35	0	0	0	0	0	30.26	0	0	0	0	0	0	0	0	2.77	5.89	0	0	0
勝本町	13	6.63	1.53	0	0	0	0	0	17.45	0	0	0	0	0	0	0	0	1.55	1.44	0.14	0	0
勝本町	14	4.86	2.26	0	0	0	0	0	22.25	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.31	0.02	0	0
勝本町	15	3.02	0.35	0.15	0	0	0	0	10.13	0	0	0	0	0	0	0	0	0.58	0.88	0	0	0
勝本町	16	1.82	1.73	0	0	0	0	0	15.84	0	0	0	0	0	0	0	0	1.54	0.39	0.17	0.06	0
勝本町	17	4.58	1.43	0	0	0	0	0	17.33	0	0	0	0	0	0	0	0	0.68	0.81	0.39	0.1	0
勝本町	18	0.52	0.1	0.1	0	0	0	0	20.96	0	0	0	0	0	0	0	0	0.13	1.28	0.33	0.18	0
勝本町	19	5.31	2.59	0.76	0	0	0	0	36.94	0	0	0	0	0	0	0	0	0.91	0.67	0.47	0.42	0
勝本町	20	6.72	4.78	0	0	0	0	0	21.83	0	0	0	0	0	0	0	0	1.25	0.63	0.45	0.56	0
勝本町	21	3.38	0.88	0	0	0	0	0	14.47	0	0	0	0	0	0	0	0	1.84	0.88	0.36	0	0
勝本町	22	0.66	1.94	0	0	0	0	0	24.88	0	0	0	0	0	0	0	0	1.11	0.75	0.87	0	0.01
勝本町	23	1.95	0.91	0	0	0	0	0	14.79	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0.6	1.37	0.03	0.08	0
勝本町	24	2.06	0.73	4.32	0	0	0	0	20.56	0	0	0	0	0	0	0	0	1.53	0.9	0.82	0.04	0
勝本町	25	4.82	4.88	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0.03	0	0	2.6	0.3	0	0.85	0
勝本町	26	3.17	2.96	0	0	0	0	0	20.42	0	0	0	0	0	0	0	0	0.99	1.57	0.39	2.54	0
勝本町	27	3.59	2.86	0.05	0	0	0	0	26.44	0	0	0	0	0	0	0	0	2.1	5.53	0.12	1.16	0
勝本町	28	1.69	0.73	0	0	0	0	0	13.33	0	0	0	0	0	0	0	0	0.45	2.42	0.73	0.35	0
勝本町	29	6.97	1.42	0	0	0	0	0	13.95	0.54	0	0	0	0	0	0	0	0	0.58	0.83	0.07	0
勝本町	30	6.45	2.13	0	0	0	0	0	21.52	0	0	0	0	0	0	0	0	0.09	0	0.32	0	0
勝本町	31	19.11	1.13	0	0	0	0	0	21.31	0	0	0	0	0	0	0	0	0.09	0.81	3.12	0.01	0.11
勝本町	32	3.05	1.44	0	0	0	0	0	10.59	0	0	0	0	0	0	0	0	0.06	3.48	0.72	0.42	0
勝本町	33	11.94	1.11	0.06	0	0	0	0	22.59	0.15	0	0	0	0	0	0	0	0.09	1.94	2.64	0.14	0
勝本町	34	3.41	1.92	0	0	0	0	0	9.04	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0.59	3.18	1.45	0.1	0.25
勝本町	35	5.41	0.81	0	0	0	0	0	29.77	0	0	0	0	0	0	0	0	0.68	5.81	5.94	0.19	0.01
勝本町	36	1.69	1.31	0	0	0	0	0	16.65	0	0	0	0	0	0	0	0	0.55	3.89	1.35	0.09	0.6
勝本町	37	1.6	0.6	0	0	0	0	0	15.52	0.21	0	0	0	0	0	0	0	0.18	5.91	3.71	0.06	0
勝本町	38	2.27	0.08	0	0	0	0	0	8.13	0	0	0	0	0	0	0	0	0.38	5.75	2.22	0.05	0.05
勝本町	39	0.63	0.25	0.02	0	0	0	0	14.41	0	0	0	0	0	0	0	0	0.53	7.46	3.14	0.33	0

森林状況 (旧町別森林別 樹種別資源構成表)

(単位: ha)

市町村 コード	林班	ヒノキ	スギ	クロマツ	アカマツ	マキ	イチヨウ	その他 針葉樹	カシ・ シイ	クスギ	ケヤキ	ツバキ	ナラ類	マテバ シイ	モチ	その他 広葉樹	外来 広葉樹	モウソウ	その他 タケ	原野	未立 (開発等)	その他
芦辺町	1	1.37	0.71	1.44	0	0	0	0	21.23	0	0	0	0	0	0	0	0	1.26	0.12	1.01	0.05	0
芦辺町	2	0.31	0.73	14.16	0	0	0	0	12.39	0	0	0	0	0	0	0	0	0.55	0	1.33	0	0
芦辺町	3	1.4	0.28	5.4	0	0	0	0	11.31	0.29	0	0	0	0	0	0	0	1.01	0.2	0.54	0	0
芦辺町	4	5.75	1.43	0.02	0	0	0	0	26.61	0.02	0	0	0	0	0	0	0	4.64	0.11	0.49	0.29	0
芦辺町	5	5.53	5.59	0	0	0	0	0	21.04	0	0	0	0	0	0	0	0	3.79	0.71	0.3	0.1	0
芦辺町	6	2.67	1.51	0.24	0	0	0	0	11.02	0	0	0	0	0	0	0	0	1.24	0.36	0.51	0.04	0
芦辺町	7	4.76	4.03	0.06	0	0	0.12	0	23.35	0	0	0	0	0	0	0	0	6.72	1.29	2.57	0	0
芦辺町	8	8.92	2.81	0.33	0	0	0	0	18.79	0.15	0	0	0	0	0	0	0	4.84	2.69	2.59	0.14	0
芦辺町	9	3.44	1.48	2.57	0	0	0	0	15.95	0.38	0	0	0	0	0	0	0	1.59	2.69	1.22	0	0
芦辺町	10	2.35	0.76	1.47	0	0	0	0	24.66	0.48	0	0	0	0	0	0	0	3.24	1.11	0.3	0.61	0
芦辺町	11	6.01	2.15	0	0	0	0	0	13.38	0.3	0	0	0	0	0	0	0	5.08	2.44	0.85	0.13	0
芦辺町	12	8.03	4.03	0	0	0	0	0	16.94	0	0	0	0	0	0	0	0	5.19	4.2	1.05	0	0
芦辺町	13	3.35	2.41	0	0	0	0	0	19.9	0.2	0	0	0	0	0	0	0	2.78	1.88	0.5	0	0
芦辺町	14	13.74	9.02	0	0	0	0	0	37.98	0.71	0	0	0	0	0	0	0	2.33	9.66	0.64	0	0
芦辺町	15	6.35	6.09	0	0	0	0	0	26.59	0	0	0	0	0	0	0	0	7.24	0.74	0.16	0.11	0
芦辺町	16	13.06	6.61	0	0	0	0	0	32.6	0	0	0	0	0	0	0	0	1.09	0	0.59	0	0
芦辺町	17	12.58	2.3	0	0	0.03	0	0	20.27	0.55	0	0	0	0	0	0	0	3.5	1.43	0.16	0	0
芦辺町	18	3.51	1.36	0	0	0	0	0	24.77	0	0	0	0	0	0	0	0	2.23	0.33	0	0	0
芦辺町	19	4.44	1.9	0	0	0	0	0	14.66	0.27	0	0	0	0	0	0	0	2.02	3.72	2.05	0.73	0
芦辺町	20	4.9	3.03	0	0	0	0.1	0	11.14	0	0	0	0	0	0	0	0	0.3	1.25	0.23	0	2.05
芦辺町	21	1.84	1.48	0	0	0	0	0	8.34	0	0	0	0	0	0	0	0	1.06	0.94	0	0	0
芦辺町	22	5.88	2.68	0	0	0	0	0	28.11	0.06	0	0	0	0	0	0	0	2.73	2.64	0.7	0	0
芦辺町	23	9.01	3.03	0	0	0	0	0	11.42	0	0	0	0	0	0	0	0	0.11	1.14	0.05	0.21	0
芦辺町	24	4.28	1.32	0	0	0	0	0	11.73	0.17	0	0	0	0	0	0	0	0.54	1.37	0.14	0	0
芦辺町	25	4.51	1.68	0	0	0.1	0	0	13.42	0	0	0	0.4	0	0	0	0	1.22	0.95	0.69	0.61	0
芦辺町	26	6.74	2.32	0	0	0	0	0	10.24	0	0	0	0	0	0	0	0	0.74	0.62	0	0	0
芦辺町	27	6.13	2.8	0	0	0	0	0	23.65	2.73	0	0	0	0	0	0	0	1.59	0.71	0.12	0.05	0
芦辺町	28	2.84	0.46	0	0	0.03	0	0	8.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.98	0.95	0.06	0	0
芦辺町	29	4.87	2.66	0.17	0	0.34	0	0	6.13	0	0	0	0	0	0	0	0	0.39	0.55	1.45	0	0
芦辺町	30	7.46	0.22	0	0	0.22	0	0	6.12	0	0	0	0	0	0	0	0	0.36	0.24	0	0.19	0
芦辺町	31	3.23	12.84	0	0	0	0	0	29.78	0	0	0	0	0	0	0	0	2.77	1.53	0.11	0.19	0
芦辺町	32	14.72	13.07	0	0	0	0	0	71.75	0.53	0	0	0	0	0	0	0	1.25	10.78	4.4	0.32	0.12
芦辺町	33	6.35	3.55	1.15	0	0	0	0	91.03	0.41	0	0	0	0	0	0	0	1.57	0	4.55	0	0
芦辺町	34	11.42	6.56	7.8	0	0	0	0	79.83	0	0	0	0	0	0	0	0	1.42	1.06	4.48	0	0.94
芦辺町	35	20.15	5.54	0.3	0	0.17	0	0	42.65	0	0	0	0	0	0	0	0	2.42	0.99	0.31	0	0.12
芦辺町	36	2.43	1.79	3.61	0	0.3	0	0	35	0	0	0	0	2.17	0	0	0	0.25	0.39	2.34	0.03	0
芦辺町	37	11.61	2.46	0	0	0	0	0	34.34	0	0	0	0	0	0	0	0	8.48	0.56	0.29	0.01	0
芦辺町	38	22.82	6.37	0	0	0.32	0	0	56.1	0.57	0	0	0	1.95	0	0	0	2.37	6.33	0.51	0	0

森林状況 (旧町別森林別 樹種別資源構成表)

(単位: ha)

市町村 コード	林班	ヒノキ	スギ	クロマツ	アカマツ	マキ	イチヨウ	その他 針葉樹	カシ・ シイ類	クヌギ	ケヤキ	ツバキ	ナラ類	マテバ シイ	モチ	その他 広葉樹	外来 広葉樹	モウソウ	その他 タケ	原野	未立 (開発等)	その他
石田町	1	0.5	1.5	0.01	0	0	0	0	32.28	0	0	0	0	0	0	0	0	1.82	0.6	0.57	1.07	0
石田町	2	6.97	7.93	0.23	0	0	0	0	52.99	0.62	0	0	0	0	0	0.1	0	0.81	0	1.64	0.98	0
石田町	3	1.41	0.65	0	0	0	0	0	20.95	0	0	0	0	0.23	0	0	0	0.52	1.71	0.04	0.12	0
石田町	4	1.64	2.77	0.08	0	0.25	0	0	18.21	0	0	0	0	0	0	0	0.23	0.81	0.22	0.38	0.19	0
石田町	5	1.95	1.38	22.38	0	0	0	0	20.22	0	0	0	0	0	0	0	0	0.57	1.29	8.17	0.08	0.25
石田町	6	1.44	2.82	0	0	0	0	0	10.59	0	0	0	0	0	0	0	0	0.58	1.78	0.06	0	0
石田町	7	3.31	1.21	0	0	0	0	0	13.97	0	0	0	0	0	0	0	0	1.31	1.76	0.05	0.05	0
石田町	8	0.93	0.98	0	0	0	0	0	20.54	0	0	0	0	0	0	0	0	1.11	1.39	0.11	0	0
石田町	9	0.07	1.3	0.95	0	0	0	0	7.74	0	0	0	0	0	0	0	0	0.18	1.01	0	0	0
石田町	10	1.46	0.6	8.27	0	0	0	0	52.18	0	0.1	0	0	0	0	0	0	2.18	5.7	3.01	0.04	0.19
石田町	11	0.41	0.55	0.16	0	0	0	0	6.1	0	0.23	0	0	0	0	0	0	0.68	2.86	0.17	0	0
石田町	12	0.16	0.5	8.48	0	0.12	0	0	13.82	0	0	0	0	0	0	0	0	0.33	1.91	3.38	0.01	1.43
石田町	13	3.32	6.93	0.05	0	0.16	0	0	27.87	0	0	0	0	0	0	0	0	1.26	6.24	2.09	0.15	0

【森林計画基礎用語集】

用 語	説 明
あ 行	
育成林	植栽の有無にかかわらず、育成のために人の手を積極的に加えていく森林。 上層、下層等の階層構造に着目して「育成単層林」「育成複層林」に区分し、主として天然力の活用により保全・管理する森林を「天然生林」として区分する。 なお、以前の区分と比較すると次のとおりである。 【以前の区分】 人工林 単層林 複層林 天然林 育成天然林 天然生林 【今後の区分】（平成10年度より） 育成単層林 育成複層林 天然生林
育成単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手（植栽や萌芽等）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持していく森林づくりの方法。
育成複層林	森林を構成する林木を抜き伐りにより部分的に伐採し、人の手（植栽、刈り払い、地表のかきおこし等）により、樹齢や樹高の異なる、複数の樹冠を構成する森林として成立させ、維持していく森林づくりの方法。
（天然生林）	森林を主として天然更新等の自然の力を活用することにより成立させ維持する森林づくりの方法。国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の施策も含む。
（人為一人の手）	植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の人の手による作業を総称したもの。
一斉林	樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齢林、単純林ともいう。
うっ閉	隣り合う林木の樹冠が相接してすきまがなくなった状態をいう（閉鎖）。
枝打ち	完満な材を作るため、計画的に下枝の一部を幹に沿って、ナタや鋸等で除去する作業をいう。 枝打ちの目的は、材の付加価値を高めることや病虫害の防止等の外、林内に光を入れ、下層植生を生育させ、公益的機能の発揮を目指すことである。
枝下高	枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。
温室効果ガス（地球温暖化）	地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の温度を上昇させる（地球温暖化）効果を有する気体の総称。代表的なものに、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタンガス（CH ₄ ）、一酸化窒素（N ₂ O）などがある。これらの排出には人間の生活、生産活動が大きく関与している。
か 行	

用 語	説 明
皆伐	森林の林木の全部あるいは大部分を一時に伐採し、収穫する方法。
拡大造林	天然林の伐採跡地又は原野等に人工造林を行うことで、多くは広葉樹天然林から針葉樹人工林へ転換。
架線集材	空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端などに集める方法。
学校林	自然体験や環境教育などで使用するため、学校が保有する森林。
乾燥材	建築用材などとして使用する前に、あらかじめ乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法の狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。
間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また、利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う伐採。残存木の成長を促進させる作業。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施する。 この作業により生産された丸太が間伐材。
官行造林	公有林野等官行造林法（大正9年7月27日法律第7号）に基づき、市町村有の林野に国費で造林し、その収入を国とその市町村等が分割取得するものである分収造林の一種。この法律は昭和36年 5月19日に廃止されたが、県下に約900ha存在する。
胸高直径	立木材積測定に用いられ、成人の胸の高さの位置の樹木の直径をいう。通常は地上1.2mの高さである。
京都議定書目標達成計画	「地球温暖化対策推進法」に基づき、京都議定書の温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めたもの。日本国内の森林経営による吸収量として1,300万炭素トン程度の吸収量を確保することを目標と位置付けたほか、温室効果ガスの排出源対策、森林整備等の吸収源対策、京都メカニズムの活用など、目標達成のための対策・施策などを明らかにしている。
クローネ（樹冠）	樹冠のことをいい、樹木の上部に付いている枝と葉の集まりをいう。
公益的機能	森林の機能の内、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能をいう。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。1台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理できる。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスタ（伐倒、玉切り、枝払い）タワーヤード、スイングヤード（集材）、スキッド（集材）、フォワード（集材運搬）等がある。
更新 （天然更新）	森林の樹木の世代交代をいう。目的に達した成熟林分を伐採利用して、後継林分を育てることである。 専ら天然力で後継樹を仕立てることで、種子が発芽して成長する場合（天然下種）と、萌芽が大きくなる場合（萌芽更新）がある。 天然更新を成功させるため、発芽条件の改善、稚樹の補充、稚樹の保護、保育などの更新補助作業がある。

用 語	説 明
(人工更新)	人の力によって、種子、苗木、さし穂等を造林地に定着させて仕立てられた林をいうが、ほとんどは苗木の植栽による。 人工更新＝人工造林といってよく、仕立てられて林は人工林である。
合板	丸太から薄くむいた板(単板)を、繊維(木目)方向が直行するように交互に重ね、接着したもの。
国有林	森林法第2条第3項に規定され、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林である森林をいう。
(民有林)	国有林以外の森林をいい、民有林には私有林(個人有、会社有、社寺有等)、公有林(県有、市町村有、財産区有等)、公社所有林等がある。
混交林	2種類以上の樹種からなる森林で、単純林(一斉林)に対するものである。混交林は、性質の異なった樹種例えば針葉樹と広葉樹(針広混交林)が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
混牧林	農業振興地域の整備に関する法律第3条第2号に規定される「主として木竹の生育に供され、従として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」をいう。 混牧林は林業と畜産の複合利用を意図したもので、農用地としても扱われる。
さ 行	
材積	木材や樹木の体積をいい、 m^3 (立方メートル)で表す。
再造林	人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。 多くは、針葉樹人工林の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽。
作業路	伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて開設した低規格(幅員 3m程度)の作業用道路をいい、作業終了後は、再び森林に復帰する。
里山林	居住地区近くに広がる森林。薪炭材の伐採、落葉の採取などを通じて地域住民に利用されている、あるいは、利用されていたもの。
砂防指定地	砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。 森林施業については、5ha以上伐採する場合は知事の許可が必要である。
自家用林	森林法第10条第1項第7号に規定される「普通林であって、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他林産物の採取の目的に供する森林」で北海道では2ha以内、北海道以外では1ha以内で指定される。伐採する場合は伐採届出書の提出は不要。
試験研究の目的に供している森林 (試験研究林)	試験研究のために具体的な施業等が予定されている森林であり、かつ市町村森林整備計画に記載のある標準的な森林施業の方法と著しく異なる取扱いを行う森林のこと。森林法第10条の4に規定される地域森林計画としての摘要の除外が必要な場合は、森林所有者が、森林法施行規則第5条第2項の規定に基づき、農林水産大臣に

用 語	説 明
	申請することとなっている。
下刈り	植栽した幼齢の造林木の、生育を妨げる雑草木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施する。
指定施業要件	保安林において、立木の伐採の方法及び限度並びに伐採後の植栽方法、期間及び樹種を指定する要件のこと。
集成材	板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と、階段材、床材等の造作用集成材とに大別される。
収量比数	林分密度管理図に示されている最多密度曲線に平行して示される線のことで、ある平均樹高の時、その林分がもてる最大の幹材積に対する割合をいう。
受光伐	育成複層林において、下層の樹木の生育環境と光環境を確保するために、上層の樹木を抜き伐りする作業。
主伐	伐期に達した成熟木を伐ることであり、伐採に伴って後継樹の育成すなわち更新が必要になる。 伐採方法としては、皆伐、択伐、傘伐（漸伐）等がある。
小面積区分皆伐	大面積でまとまりのある森林を小面積に分けて皆伐する方法。
除伐	新植した林が、ほぼ、うっ閉した時に行う保育作業で、造林の目的以外の樹種を取り除くことをいうが、目的樹種でも形質の劣る場合は併せて除くこともある。
針広混交林	針葉樹と広葉樹とが混じり合った森林のこと。
人工林	人工造林（人の力で苗木や種子を造林地に定着させて仕立てる方法）によって仕立てられた林。 天然更新や直播による場合もあるが、通常は人工造林によって出来た林を指す。
薪炭林	燃料用の木材を採取する目的の林で、広葉樹の萌芽更新によって更新される森林である。
森林の区分	森林の多面的機能の持続的発揮を図るため、森林機能の評価に基づき、重視する機能に応じて森林を次の3つに区分し、望ましい森林の姿へ導くため、森林整備を進める。→（「森林機能」「森林整備の推進方向」を参照） ・水 土 保 全 林 ；水源かん養、山地災害防止機能の発揮を重視 ・森林と人との共生林；生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視 ・資源の循環利用林 ；木材等生産機能の発揮を重視
森林計画制度	国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで、森林の経営を規制する制度。 具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。

用 語	説 明
(全国森林計画)	農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画。
(地域森林計画)	民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
(地域森林計画対象内森林)	森林法第5条に基づき知事が立てる地域森林計画の対象とする森林をいい、伐採及び伐採後の造林の届出書、造林補助金、林地開発許可等の対象となる。
(地域森林計画対象外森林)	森林法第2条に規定する森林であるが、地域森林計画の対象としない森林をいう。なお、森林簿には対象外コードを付して表示してある。
(市町村森林整備計画)	森林法第10条の5に基づき、市町村長がその市町村内の森林について5年ごと10年を1期として樹立する造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画。
(森林施業計画)	森林法第11条に基づき、森林所有者等が一定のまとまりの森林(30ha)に1人又は共同で自発的に森林施業に関する5ヶ年の計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。
(国有林の地域別の森林計画)	民有林の地域森林計画と同じ森林計画区にて、国有林を対象に森林管理局長が樹立する5年ごと10年を1期とする計画。
森林計画区	森林法第7条第1項の規定により、農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもので、全国で158流域、岐阜県では木曾川、揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川の5森林計画区がある。
森林基本図	空中写真等の図化成果を用いて作成した1/5,000の地形図のこと。
森林計画図	1/5,000の地形図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と1対1の関係にある。
森林機能 (森林の持つ多面的機能)	森林計画では、森林の有する様々な機能を「木材等生産」「水源かん養」「山地災害防止」「生活環境保全」「保健文化」の5機能に区分して、森林の機能評価を行い、その結果を森林簿に表示してある。平成13年度に改正された「森林・林業基本法」及び「森林法」では、森林の多面的機能の持続的発揮を目指し、重視する機能に応じて森林を水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に3区分し、望ましい森林の姿へ導くため、森林整備を実施することとした。
森林資源基本計画	林業基本法第10条に基づき、政府が策定する長期計画で、「森林資源に関する基本計画」及び「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」として公表される。従前の計画は平成8年11月29日に公表されたものであるが、改正後の森林・林業基本法第11条により、森林・林業基本計画と改められた。
森林整備	森林施業とそのために必要な施設(林道など)の作設、維持を通じて森林を育成すること。
森林整備法人	「分収林特別措置法」第9条の規定により、造林または育林の事業及び分収方式による造林または育林の促進を行うことを目的とする「民法」第34条の規定により設立された法人。

用 語	説 明
森林整備保全事業計画	平成15年の森林法の改正により、公共事業計画である「森林整備事業計画」を拡充し、治山事業に関する事項を加えて創設することが定められた。平成16年6月に計画期間を平成16年度～20年度として策定されている。
森林整備の推進方向	平成8年度に改定された「森林資源に関する基本計画」で打ち出された長期的な視点に立った森林整備の目標で、「水土保持を重視する森林整備」「森林と人との共生を重視する森林整備」、「資源の循環利用を重視する森林整備」の3つの推進方向が打ち出された。その後、平成13年度には、森林・林業基本計画が策定され「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」として区分され、森林整備を進める時の基本とされた。
森林施業（施業）	目的とする森林を育成するために行う造林、保育（下刈り、除伐、間伐等）、伐採等の、一連の森林に対する人為的な働きかけのこと。
森林土壌	森林植生の成立の基盤となっている土壌であり、また、森林植生の影響下で土壌生成が行われた土壌。
（褐色森林土）	最も広く分布する森林土壌で、B _b 型（適潤性褐色森林土）に代表されるようにスギ、ヒノキ人工林や広葉樹林が生立している。
（ポドゾル）	寒冷湿潤な高標高域の針葉樹林帯に出現し、酸性が強いため、土壌中の鉄やアルミニウムが溶脱し、下層に集積する。灰白色を呈し林木の生長は悪い。
（グライ）	地下水の影響を受けて水が停滞し、青灰色を呈する土壌で、湖沼や湿地に多く出現し、林木の生長は悪い。
（黒ボク土）	火山山麓などにみられる、火山放出物の風化堆積層の上部に暗褐色ないし黒色を呈する非泥炭質の腐食が集積した土壌。物理性は良好だが、養分の保持能力は比較的小さい。
森林認証 （森林認証制度）	適切に管理されている森林を第三者機関が認証し、その森林から生産される木材製品にラベル付けをすることで、消費者がこうした商品を選んで購入できるようにし、環境に配慮した森林利用を進める仕組みのこと。 世界で、いくつかの認証プログラムが開発され、実施されており主に、森林の管理・経営の認証と、木材・木製品の生産・加工・流通過程の認証で構成されている。
森林法	明治30年に制定され、昭和26年に全面的に改正され新たに公布された森林行政の基本法典である。内容は、総則、森林計画等、保安施設、土地の使用、森林審議会、雑則からなり、森林計画では基本となる法律である。 近年では、平成10年に、伐採届や森林施業計画の認定が市町村へ移行する改正があり、平成13年に、重視する機能に応じて森林を3区分して整備を推進するよう森林計画制度等が改正された。
森林簿	地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊である。
森林立地	森林の生育に影響を与える環境因子（土壌、地形、気象、生物等）を総合して森林立地という。
森林・林業基本法	森林の持つ多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基

用 語	説 明
	本理念とする政策を国民的合意のもとに進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成13年7月に、それまでの「林業基本法」を改正して成立された。
(森林・林業基本計画)	「森林・林業基本法」の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第11条に基づき、政府が策定する計画。 森林及び林業施策の基本方針、森林の持つ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、日本政府が講ずべき施策が明記されており、概ね5年ごとに見直される。(最新：平成18年9月)
スイングヤーダ	タワーヤーダの仕組みを応用し、建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、旋回可能なブーム(バックホウ等)を装備する集材機。(タワーヤーダ→後出)
スキッダ	装備したグラブ(油圧シリンダーによって動く一対の爪)により、伐倒木をけん引式で集材する、集材専用トラクタ。
成長量 (※) 連年成長量 平均成長量	樹木がある期間に成長した量のこと。通常は樹幹材積の成長した量(材積成長量)をいう。 ある1年間の成長量を「連年成長量」、現在までに成長した量を「総成長量」という。(総成長量=連年成長量のn年間の合計) 対して、「平均成長量」とは、総成長量をn年間で割った1年あたりの平均の成長量のことである。 (→関連：「標準伐期齢」「主伐を見合わせるべき立木の樹種別年齢」)
施業の勧告	森林法第10条の10に基づき、森林所有者等が市町村森林整備計画に従って施業していないと認められる場合は、市町村長が勧告出来る制度である。 なお、要間伐森林の施業が適切に行われない場合は勧告、調停、裁定の制度がある。
素材生産	立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。
疎密度	樹冠疎密度をいい、林地面積に対する樹冠投影面積の占める比率をいう。3/10未満の場合は、無立木地として扱っている。
た 行	
択伐	成熟した森林において単木的に立木を伐採・収穫することをいうが、個々の樹木を健全に育てるとともに後継樹が順調に育つように伐採木を選んで伐採することもある。
タワーヤーダ	移動や架設が容易なように、タワー(架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱)と集材機が一体となっている移動式架線集材車両。
単板積層材(LVL)	丸太から薄くむいた板(単板)の繊維(木目)の方向を揃えて接着したもの。家具、建具、構造材などに使用。
地位	林地の材積生産力を示すものである。樹種毎に40年生時の樹高を示して地位指数として表すこともある。
地況	位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。

用 語	説 明
地球温暖化対策推進大綱	京都議定書において日本が約束した温室効果ガスの削減目標(6%)を達成するために、平成10年6月に地球温暖化対策推進本部で策定された日本政府の大綱。平成14年3月に見直され、日本において、森林による吸収量1,300万炭素トン(対基準年総排出量比3.8%)程度を確保することなどが盛り込まれた。 なお、平成17年2月に京都議定書が発行したことにより、全面施行となった改正地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの上に立って策定された京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)においても、森林吸収源対策による「3.8%」分の確保が位置付けられている。
(地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策)	地球温暖化対策推進大綱に基づき、日本の森林による二酸化炭素吸収量を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定した、森林整備・保全や吸収量の報告・検証体制強化等に関する10年間の対策。
蓄積	林分の材積の総量を指し、森林簿では小班ごとに整数のm ³ 単位で表している。
長伐期施業	高い林齢で主伐する施業のことをいうが、おおそ標準伐期齢の2倍以上の林齢で主伐する場合をいう。
長伐期施業森林	市町村森林計画で定める森林の区域の一つで、この森林に指定されると、主伐年齢の下限値が標準伐期齢の2倍マイナス10年となり、長伐期施業が義務づけられる。 長伐期施業森林を指定する場合は、水土保持林の範囲内となる。
地利	林地が木材の運搬等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、木材市場や製材工場までの距離をランク付けて表す。
ツーバイフォー工法 (枠組壁工法)	木材で組まれた枠組みに構造用合板を打ち付けた壁、床等で荷重を支える木造建築工法の一つ。 枠組みとして多く使われる製材の呼称寸法が厚さ2インチ、幅4インチであるためツーバイフォー(2×4)工法と呼ばれている。
つる切り	下刈りを終了した後に、つる植物を切ることで、クズ、フジ、アケビ等のつる植物が植栽木に巻き付く場合、ナタや除草剤でこれらを除去する作業をいう。
天然更新補助作業	自然の力で種子が散布したり、切り株から新芽が生えて生育し、世代交代を助ける作業のこと。種子の発芽を促すため、地表のかき起こしや根株に密生した若芽(萌芽枝)を切って本数を減らして整理する作業がある。
特に帯状に残すべき森林	森林の遮蔽性を維持する観点から、択伐を行うよりも、帯状に森林を保存しつつ、主伐を行う森林をいい、市町村森林整備計画で指定する場合は、森林と人との共生林の範囲内となる。
特定施業森林	公益的機能を特に発揮する森林で、複層林施業、長伐期施業、特定広葉樹育成施業等により整備すべき森林をいう。 施業特定林分(伐採方法等の施業方法を特定する林分)も含む平成13年度の森林法改正により、公益的機能別施業森林となり、森林の区分毎に森林施業を特定する森林を指定し、当該施業を実施が義務づけられる。
特定広葉樹	地域独特の景観や多様な生物の生息、生育環境の維持・創出を図

用 語	説 明
	るために必要な広葉樹として、市町村森林整備計画で定める樹種をいう。 主に地域の森林に生育する広葉樹の中から定める。特定広葉樹育成施業森林を指定する場合は、森林と人との共生林の中となる。
特定森林施業計画	個々の森林所有者が作成する長伐期施業、複層林施業、特定広葉樹育成施業等、森林の公益的機能を特に発揮するための森林施業計画をいうが、平成13年の森林法改正により、森林施業計画に統合され、認定基準に考え方が継承されている。
特定保安林	保安林の指定目的の機能の発揮を確保するため、造林、保育、伐採等の施業を早急に実施する必要があると認められる保安林をいう。
特用林	森林法第10条の8第1項第6号で規定される立木の果実（樹液、樹皮又は葉）の採取に主として供される普通林で、伐採届の適用は受けない。
特用林産物	林野から算出される木材以外の産物。うるし、きのこ類、竹、栗、木炭など。
な 行	
中目材	丸太の末口径（丸太の梢側の切り口）が20～28cmの木材。
二次林	原生の森林が伐採され、その後萌芽等により天然力で復した森林をいう。植生遷移の2次遷移からいう。
は 行	
パーティクルボード（削片板）	木材を細かく切削し、これに接着剤を添加して熱圧した板状の製品。家具、建築等に利用。
ハーベスタ	伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と、玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。
バイオマス	「再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」と定義される。例えば、木質のバイオマスは、太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。
伐期（伐期齢）	（林分が完全な成長をして、施業目的に従い成熟期に達して）主伐によって収穫する時期（林齢）をいう。
（標準伐期齢）	主要樹種について平均成長量(※)が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。（→(※)「成長量」を参照） 地域の標準的な伐採時期として林業経営上の指標や保安林等の制限林の伐採規制（主伐は標準伐期齢以上の林齢）、森林評価（損失補償）等の基準年齢としても用いられている。
（主伐を見合わせるべき立木の樹種別年齢）	森林計画では、主伐を見合わせる林齢として、森林生産力が阻害されないことを旨として、主要樹種について、連年成長量(※)が最大となる年齢を基準とし、5の倍数をもって定めている。
（適正伐期齢）	個々の林業経営では、伐期は標準伐期齢を基準に検討されるが、

用 語	説 明
	経営目標や経済事情、林分の生育状況等、標準伐期齢に従った一律的な伐採は出来ないことから、森林所有者が経営目標等を勘案して林分毎に定める伐期齢をいう。 市町村が地域の実情に応じて、市町村森林整備計画で具体的に定めることができることとされていたが、森林計画制度の見直しにより、廃止された。
伐採の届出	森林法第10条の8第1項の規程により、森林所有者等は、地域森林計画対象森林を伐採する場合は、あらかじめ市町村長へ伐採届出書を提出しなければならないことをいう。 平成13年度の森林法改正により、伐採及び伐採後造林の届出書となり、伐採計画に加え、伐採後の造林の方法別面積、植栽樹種別の面積、本数の記載が義務づけられた。
伐採及び伐採後の造林計画の変更命令	森林法第10条の9に基づき、提出された伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採面積、伐採方法伐採林齢及び造林方法、樹種、植栽面積、本数が市町村森林整備計画に適合しない場合は、市町村長が届け出者に伐採及び伐採後の造林計画の変更を命じることができる。
伐採及び伐採後の造林計画の遵守命令	森林法第10条の9に基づき、森林所有者等の行う伐採や伐採後の造林が提出された伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採面積、伐採方法、伐採林齢及び造林方法、樹種、植栽面積、本数に従って行われていない場合は、市町村長は伐採及び伐採後の造林の計画の遵守を命令することができる。
ファイバーボード（繊維板）	木材繊維に接着剤を添加して整形した板状の製品の総称。比重により、硬質繊維板（HB）、中質繊維板（MDF）、軟質繊維板（IB）に区分される。
フェラーバンチャ	樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。
フォワーダ	玉切りした丸太をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。
複層林施業	皆伐をせずに更新を行っていく施業のことで、複数の林冠（複数の樹冠により構成）を形成するため、複層林という。層が2段の場合は2段林、多数にわたる場合は多段林という。
（樹下植栽）	複層林を造成するときに、上層木の下に下層木を造成するために行う植栽。
（受光伐）	複層林を造成するときに、下層木の成長を促すため、光を入れるように上層木を抜き伐ることをいう。
複層林施業森林	市町村森林整備計画で定める森林の区域の一つで、複層林施業の実施が義務づけられる。市町村森林整備計画で指定する場合は、水土保持林の範囲内となる。
不在村森林所有者	所有する森林とは別の市町村に居住する個人、または主たる事務所のある法人。
プレカット	住宅等の建築に必要な柱、梁などの部材を工場であらかじめ加工すること。

用 語	説 明
プロセッサ	林地または土場で、伐採木の枝払い、玉切りと、それらの丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。
分収林制度	森林の土地所有者と造林または保育を行う者の2者、あるいは、これらに費用負担者を加えた3者契約を結び、植栽や保育等を行い、伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合う制度。分収林は、植栽の段階から契約を結ぶ「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結ぶ「分収育林」がある。
ペレット	おが粉等を15mm程度の小さな円筒状に成形したもので、ストーブ・ボイラーの燃料として使用される。
編成	地域森林計画を作成する業務のこと。森林調査を行い、森林簿等を作成し、地域森林計画書を作成するまでの一連の業務をいう。
保安林	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させる森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り目的の機能の維持・増進を図る森林であり、農林水産大臣または県知事により指定され、伐採や土地の形質の変更が制限される。 保安林種類は17種有り、岐阜県には8種類の保安林がある。
保安林整備計画	保安林整備臨時措置法第2条に基づき、流域ごと（地域森林計画の流域とは異なる）に農林水産大臣が立てた計画。平成16年3月31日の同法失効に伴い廃止。
保育	育成する目的樹種の成長を促すために行う作業の総称であり、下刈り、雪起こし、除伐、つる切りなどの作業がある。 林木の生長を助ける作業をいう。 下刈り、雪起こし、除伐、つる切りなどの作業がある。
保育間伐	育成段階の森林を、適正な密度にするよう間伐するが、間伐材を利用しないものをいう（切り捨ての間伐）。
保健機能森林	森林の保健機能の増進を図るべき森林をいう。
保続	収穫が毎年連続してあることをいう（収穫の保続）林業経営が連続的に出来ることを保続経営ともいう。
法正林	毎年一定した収穫の出来る要件を完備した森林のことをいう。
保護樹(林)帯	山地災害防止や植栽木の保護のため、前生樹の一部を等高線に沿って帯状に残した樹林帯をいう。
保残木施業	一定量の立木を均等に残して伐採する方法。
無垢材	塗料や接着剤等を使っていない状態の製材品。
ま 行	
民有林	個人、会社、学校、財産区、社寺などや、県・市町村などの地方公共団体の所有する森林であり、国有林と区別される。個人等と分収契約により森林整備法人や森林総合研究所（旧緑資源機構）が行っている森林整備地も民有林であり、本書、地域森林計画は、この民有林を対象に樹立する計画である。

用 語	説 明
面積	森林の面積は通常 h a 単位で表す。森林簿では小数点以下第 2 位まで表している。(0.00ha)
木造軸組工法（在来軸組工法）	日本の代表的な木造建築工法であり、木材の土台、柱や梁等で構成される軸組で荷重を支える建築工法。
モントリオール・プロセス	欧州以外の温帯林等を有する 12 カ国（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウルグアイ、米国）により進められている、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・摘要に向けた取り組み。1994年に 7 基準・67 指標を適用することについて参加各国で合意。2004年の会合では、社会等の変化に対応していないなどの理由から指標を見直すことが決定している。
や 行	
山本立木価格	立木の状態での樹木の販売価格。一般には、丸太の市場価格から伐採、搬出等に必要な経費を控除して計算された幹の材積 1 m ³ 当たりの価格。
有用広葉樹	用材などの利用を目的とする広葉樹種。（参考：本編p.55 第2部第4章9 森林づくりの具体的技術マニュアル一覧の【広葉樹林施業】各書）
用材	針葉樹では構造材、建築用材を指し、広葉樹では家具用材を指す。
要間伐森林	間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、市町村森林整備計画で指定する。
要整備森林	保安機能を確保させるため、特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に必要な森林。
要転換森林	広葉樹林の植栽や天然更新等により、樹種の転換を図る針葉樹人工林をいう。市町村森林整備計画で指定する場合は、森林と人との共生林の範囲内となる。
ら 行	
ラミナ	集成材を構成する板材のこと。
流域管理システム	流域を基本的な単位として、その流域内の市町村、林業・木材産業等の様々な関係者による協議・合意のもとで、森林整備から木材の生産・加工・流通にわたる川上から川下までの連携を進め、民有林と国有林を通じて適切な森林整備と林業、木材産業の活性化を総合的に展開しようとする取り組み。
（流域森林・林業活性化センター）	流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整、合意形成の促進等を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村、林業・木材産業の関係者等で構成される。
立木	「りゅうぼく」と呼び、森林法では土地に生立している木竹のことをいう。
立木密度	単位面積当たりに生立している木の密度をいう。

用 語	説 明
	密度は、本数で表す場合が多い。（本数密度）0000本/ha
林家	林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。
林況	林種、樹種、林齢、胸高直径、樹高、本数、材積、成長量等の要素を一括して林況という。
林業経営体	林地の所有、借入、分収造林契約などにより、森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。
林業事業体	他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。
林業普及指導員	従来の林業専門技術員と林業改良指導員の資格を一元化し、平成17年4月から都道府県に設置された職員。高度で多用な技術・知識をよりの確に林業の現場に普及していくために、専門の事項についての調査研究と森林所有者等への普及指導を併せて実施する。
林業労働力確保支援センター	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、委託事業の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業体の事業を合理化、雇用管理の改善を支援している。
輪尺	樹木の直径を測定する道具で、2本の脚とそれと直角な尺度（スケール）からなる。
林相	森林を構成する樹種、林齢、大きさなど表される森林の姿をいう。
林地	森林の土地の部分というが、木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的である。
林地残材	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外に搬出されない間伐材等、林地に放置される残材。
林道密度	森林の単位面積当たりの林道延長をいい、通常はm/haで示す。なお、林道に林内に存在する一般道路を加えたものの密度を林内道路密度といい、同様にm/haで示す。
林班	森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で分けたものを「林班」といい、通常50ha程度で設定する。数字で表す。林班内を所有者、林相、林齢、樹種、法令等の異なるごとに細かく分けたものを「小班」といい、数字で表す。小班数が多い場合は、天然地形等で5ha程度に小班をまとめたものを「準林班」といい、イ、ロ、ハで表す。これらをまとめて林小班と呼んでいる。
林分	森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみを指す場合は、「林木」という。
林木	林分を構成している樹木のことをいう。
林齢	林分が成立して経過した年数をいうが、人工林は、更新年度（植栽した年度）を1年生と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢（実際の年齢）とは異なる。天然林のような異った年齢

用 語	説 明
	の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齢とする。
齢級	ある一定の年齢の幅に林齢をまとめたものをいう。通常は5年ごとにまとめる。1 齢級は1 から5 年生をいう。
列状間伐	間伐の方法のひとつ。選木基準を定めずに、伐採や搬出に都合が良いように一定の間隔で単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。
路網	森林内にある公道、林道、作業道の総称、またはそれらを適切に組み合わせた状態をいう。森林施業を効率的に行うために、また高性能林業機械を用いた作業仕組みを成功させるために、路網の整備が重要となる。
A ~ Z	
CSR (企業の社会的責任)	Corporate Social Responsibilityの略で、企業は経済だけでなく環境保全など社会に対しても責任もつべきとする考え方。
GIS (森林GIS)	Geographic Information System (地理情報システム) の略で、地図や空中写真等の図面情報と、文字・数値情報を、総合的に管理、分析、処理するシステム。例えば、森林GISでは、森林計画図と森林簿を一体管理している。
JAS (JAS規格制度)	「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づき農林水産大臣が制定した日本農林規格(JAS規格)による検査に合格した製品にJASマークを付けることを認める制度。
(JAS認定製造事業者)	日本農林規格で定める品質・性能に適合する製品を製造し、JASマークを表示できることを認定された製造業者のこと。認定には、大臣から登録を受けた登録認定期間に申請し、審査を受ける。
NPO (民間非営利組織)	Non-Profit Organizationの略で、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人(NPO法人)など。営利を目的とせず、社会貢献活動を目的に活動する民間の組織や団体のこと。

(※参考、出典；森林・林業白書ほか)

注) 本表は、関連する語句を含めて整理しているため、本文中に無い用語もあります。

森林経営計画	森林法第11条に基づき森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であってこれを一体として整備するもので、単独で又は共同して5年を一期として森林の経営に関する計画を作成し市町村長の認定を受けるもの。(24.4.1施行)
--------	---